

第百六十六回国  
参議院經濟産業委員会會議録第十三号

平成十九年五月二十四日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

松村 祥史君  
尾立 源幸君  
荒木 清寛君

補欠選任

山崎 正昭君  
若林 秀樹君  
松 あきら君

五月二十三日

辞任

山崎 正昭君

補欠選任

松村 祥史君

五月二十四日

辞任

倉田 寛之君  
若林 秀樹君

補欠選任

山本 順三君  
広田 一君

出席者は左のとおり。

委員長

伊達 忠一君

理事

加納 時男君  
佐藤 昭郎君  
藤末 健三君  
渡辺 秀央君

加納 時男君  
佐藤 昭郎君  
藤末 健三君  
渡辺 秀央君

委員

魚住 汎英君  
倉田 寛之君  
保坂 三蔵君  
松田 岩夫君  
松村 祥史君  
松山 政司君  
山本 順三君  
岩本 司君  
小林 正夫君  
直嶋 正行君

魚住 汎英君  
倉田 寛之君  
保坂 三蔵君  
松田 岩夫君  
松村 祥史君  
松山 政司君  
山本 順三君  
岩本 司君  
小林 正夫君  
直嶋 正行君

国務大臣

副大臣

内閣府副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

兼行政改革推進本部事務局審議官

内閣官房内閣参事官

法務大臣官房審議官

厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長

経済産業大臣官房審議官

中小企業庁長官

中小企業庁次長

加藤 文彦君

石毛 博行君

立岡 恒良君

岡崎 淳一君

齊藤 雄彦君

荻野 徹君

鈴木 正徳君

世木 義之君

田村耕太郎君

奥野 信亮君

椎名 一保君

松山 政司君

渡辺 博道君

大村 秀章君

甘利 明君

参考人

中小企業庁事業環境部長

近藤 賢二君

商工組合中央金庫理事長

江崎 格君

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○株式会社商工組合中央金庫法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊達忠一君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。

昨日までに、荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として松あきら君が選任されました。

○委員長(伊達忠一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

株式会社商工組合中央金庫法案外一案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進本部事務局審議官鈴木正徳君、内閣官房内閣参事官荻野徹君、法務大臣官房審議官齊藤雄彦君、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長岡崎淳一君、経済産業大臣官房審議官立岡恒良君、中小企業庁長官石毛博行君、中小企業庁次長加藤文彦君及び中小企業庁事業環境部長近藤賢二君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊達忠一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊達忠一君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

二案の審査のため、本日の委員会に商工組合中央金庫理事長江崎格君を参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊達忠一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊達忠一君) 株式会社商工組合中央金庫法案及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上二案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○直嶋正行君 どうもおはようございます。民主党の直嶋でございます。

今日は、従来とは違って変則の形になりました、十時から先に質問させていただきます。トッポに質問するのはなかなか気持ちがいいものでもありません。

今日は、二法案の審査ということでございますが、商工組合中央金庫法案と中小企業信用保険法の改正案でございます。

最初に、大臣にお伺いしたいんですが、今日この二つの法律案、つまり商工中金の民営化に向けた商工中金法と中小企業信用保険法のこれは適用拡大ということになるんだと思うんですが、この二つの法案を審議するわけでございますけれども、この二つは中小企業金融の面でそれぞれどういう役割を果たし、相互にどういう関連性を持つのか、まずその辺から大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) ただいま御審議をいただいておりますこの二法案、つまり中小企業信用保

除法の一部改正として商工中金法案であります  
が、この法案はいずれも中小企業金融の今後の在  
り方に関する法律案であります、まずこの信用  
保険法の一部改正の法律案につきましては、不動  
産担保を有しない中小企業、まあ中小企業は資金  
調達力が大企業に比べて劣後するんであります  
が、それは不動産担保がなかなか思うに任せない  
ということ、その中小企業に対する資金調達  
力をどう整備していくかということとかかり合  
いがあるわけでありますし、また事業再生に挑戦  
する中小企業もあるわけであります。そういった  
中小企業が資金調達を円滑にできるように新しい  
保険を創設する、流動資産担保保険及び事業再生  
保険、これらを創設するものであります。

それから、商工中金法案につきましては、行革  
法を受けて完全民営化するわけでありまして、そ  
の際に、中小企業向けの金融機関であるというそ  
の機能をきちんと確保しつつ、じゃ民営化の利点  
をどう確保していくかと。つまり、経営の自由度  
を増すということによりまして対中小企業に、対  
中小企業向け、より幅の広い質の高いサービスを  
提供する、それを可能にするための改正でありま  
す。このために各種具体的な施策を講ずるわけで  
あります。

いずれにいたしましても、この両法案の相乗効  
果を通じて、中小企業向け金融機能が強化され  
るということをお願いしているものでございま  
す。

○直嶋正行君 以下、株式会社商工組合中央金庫  
法案を中心にまず御質問させていただきたいと思  
うんですが、今の大臣の御答弁の中にもございま  
したが、中小企業金融の機能を確保しつつ民営化  
の利点もということでございますが、まず商工中  
金の民営化の意義、メリットについて伺いた  
いというふうに思います。

一昨年ぐらいからですね、政策金融改革とい  
うのはいろいろ議論をされてきたわけであります  
が、特にバブル崩壊以降、一つの物差しとして  
は、金融機関の総貸出し残高の約二割を政府系金

融機関が占めていると、こういうことが一つは資  
本市場の効率性を阻害して民業を圧迫しているの  
ではないかと、こういう懸念の声がありまして、  
その役割を問い直すということから始まったとい  
うふうに記憶しております。

まず、当時の簡素で効率的な政府ということ  
で、行革論議の中でこの議論が始まったわけでご  
ざいます、まず内閣官房の方にお尋ねしたいん  
であります、この商工中金を完全民営化するこ  
との意義とかメリットについてどのように考えて  
おられるのか、改めて伺いたいと思います。

○政府参考人(鈴木正徳君) 商工中金の完全民営  
化の意義及びメリットでございますけれども、た  
だいま大臣の方からも御答弁ございましたけれど  
も、この新商工中金につきましては、完全民営化  
の実現に向けてまして、株主資格の制限、それから  
中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑  
化を図るために必要な措置を講じまして、また財  
務基盤や資金調達に係る措置、これも講ずること  
としております。さらに加えて、大臣の御答  
弁の経営の自由度を増すためでございますけれど  
も、預金資格の撤廃、余裕資金の運用先の拡大、  
子会社保有制限の緩和等の規制緩和を併せて行っ  
ているところでございます。

これらの措置によりまして、商工中金がこの七  
十年間、中小企業向け金融機関として培われてこ  
られた強みを更に一層磨いていただきまし  
て、完全民営化機関として一層自由に活動してい  
ただきまして、より多様なサービスをより効率的  
に提供していくことが可能になるのではないかと  
考えております。

このようなことを通しまして、中小企業団体及  
びその構成員に対する金融の円滑化に一層貢献を  
していただくと、そのような意義があるうかとい  
うふうに考えております。

○直嶋正行君 今御答弁にございましたけれど  
も、実は昨年の行革法、参議院の方の特別委員会  
で私もメンバーの一人として審議をさせていただ  
きました。その折にも、やはり商工組合の民営化

についてはいろんな心配の声が上がってしまし  
て、特に全国中小企業団体連合会の会長さんに参  
考人に来ていただきまして、民営化がされると中  
小企業金融の面で都合が出たり、あるいは余り  
利益優先で融資先を決められると中小企業金融に  
支障を来すと、こういう心配の声が上がったんで  
あります、トータルとして資本市場の効率を高  
めるといふことの意義は私もよく分かるんですけ  
れども、先ほどの大臣の御答弁の中にも中小企業  
にとつてもというお話ございましたけど、この中  
小企業の皆さんにとつてのどういうメリットが、  
あるいは意義があるのかということを変更して具  
体的にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 先生のこの質問の冒頭の  
方の話にも関連するんですが、政府系金融機関と  
民間金融機関との間の関係で二つの論が従来から  
ありまして、一つは民業圧迫論であります。本来  
ならば民業がその部分は担当してもいいんだけ  
れども、官業の方がより有利な条件で融資オ  
ファーするから取られちゃって、民業がやるべき  
エリアを官業が出てきてしまうという議論と、し  
かし一方で、そうはいったって、晴れた日には傘  
を使いませんかと、まあ日傘という話もあるのかも  
しれませんけれども、基本的に傘が必要ないとき  
に傘を無理やり貸そうとして、土砂降りのとき  
には貸した傘取り上げると、これが民業じゃない  
かという議論も借りる側にはあつたわけですよ  
ね。

だから、そのところを、民業を圧迫をせず、  
しかし本当に中小企業が困つてるときに頼りに  
なるような仕組みがちゃんと存在をします。それ  
は、駄目になるのを、どうにもならないのを延命  
しろというんじゃないかと、このところだけしの  
げば次は国家に貢献するだけの力を持つていろん  
いうちゃんと目利きをして、そこを助けてやる能  
力というのは必要じゃないかという、その両議論  
のせめぎ合いであつたわけであります。

商工中金は、私自身も実はこの議論に参加した  
ときに、まあまあばば民業じゃないんですかと。

政府出資はありますよ、出資に対する配当金は勘  
弁してもらつていますよと、そういうものはある  
けれども、実質上それ以外は全部自分でやつてい  
るから半分も民業じゃないのというような議論  
も、正直私は中小企業関係の議員として議論をい  
たしました。

その際に、じゃ、その良さをしっかりと保ちなが  
ら、民営化した際にどういうメリットが加わるん  
だという議論と、それから経営の安定性、信用力  
は失われないのか、政府が出資しているからこそ  
発行する商工債が低利で資金調達ができる、政府  
が手を抜いたら、大丈夫かとなつた途端に  
調達金利が上がつちゃう、そうすると貸出しまで  
上げなきゃならないという議論につながるじゃな  
いかと、ありとあらゆる議論を個人としてもさせ  
てもらいました。

そういう中で、信用力を落とさないで自由度を  
増すという方法でかなりいい選択ができたんでは  
ないかと。つまり、自由度を増すというのは政府  
の関与を減らしますから、今までよりいろんな子  
会社、ベンチャーキャピタルをつくつたり、証券  
子会社をつくつたり、保険子会社をつくつたりと  
いう自由度があるというんなことができますよ  
と。それから、信用力を落とさないということ  
いへば、法律の手当てをして財務基盤をしっかりと  
確立をします。それから、中小企業向け金融、たつ  
たはずなのに、もっともかかるところへみんな  
行つちやうって、中小企業の肝心な頼みのつえに  
なつていないじゃないかということにならないよ  
うな、そこは法律的な担保をして、引き続き中小  
企業向け金融であるという、それは縛りが掛かる  
と。

そういうできるだけその強みを生かした民営  
化、自由度合いを上げるという方向が取れないだ  
ろうかということで議論した結果がこういう法案  
として提出をさせていただいて、そこで今正  
式に政府提案案として与野党の御議論をいた  
だいてるところでございます。

○直嶋正行君 今の御答弁の中で、信用力を落と

さず自由度を増していくと、こういうことなんです。後ほどその点もお伺いしたいと思うんですが、その前に内閣官房の方にもう一点お尋ねをしておきたいと思ひます。

この政府系金融機関の金融市場におけるシェアが大體二〇％ぐらいという中で、先ほど申し上げた民営化議論というのは実は始まったんですが、私も、さつき大臣がお話しになったんですけれど、商工中金のいろいろな資料もちようだいをしまして、どういふ活動をしてきたかということも含めていろいろ検討もさせていただきました。

それで、ちょっと素朴な疑問なんです。これはこの政府系金融機関のシェア二〇％というのは大體平均でございます。中小企業金融だけに限定しますと、商工中金含めて一〇％弱しか占めてないんです。過去と比べて実績を見ますと、一方で、大企業、中堅企業向け融資というのは、驚いたんですが、大體二〇％ぐらい政府系金融機関が占めている。それから、一番高いのは住宅が三〇から四〇ぐらい占めていると、こういう状況なんです。これは政府の、政府系金融機関による公的資金の供給に関する政策評価書という資料を拝見させていただいたんですが。

つまり、実は中小企業の分野は、政府系金融機関のシェアというのはほかの分野に比べると半分ぐらいで、あえてこういう議論を本当にする必要があったのかどうかと。今の大臣の御答弁のように、両道兼ね備えたいやつにするんだからと、こういうことになればそれはそれで一つの評価なのかもしれないが、そもそも論からいって、非常にウエートの低い中小企業分野であって商工中金を民営化したということなんです。民業圧迫と、こう言っているんですけれども、かなりこれは判断基準がそういう面であっていいまいじゃないかなと、こう思うんですけれども、こちら辺の判断の基準の整理というのはどのようにされてこられたんでしょうか。

○政府参考人(鈴木正徳君) この政策金融改革の経緯、議論でございますけれども、先生御指摘の

ございました総融資額に対する政策金融機関の割合という数値もございしますが、平成十四年の経済財政諮問会議から議論が行われております。その際におきましては、現行の政策機関の貸付規模の対GDP比、これを先進国と比較いたしました。これが他の先進国に比べて二倍強になっていくというところで、政策金融について、民にできることは民にという考え方を基本にいたしまして個別に見直しを行ってきたところでございます。

この民にできることは民にという考え方を基本に見直したところ、やはり中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、こういう中小零細企業、個人の資金調達支援、これはしっかりと政策金融として残すことが必要であるという判断をしたところでございます。

一方、この商工中金につきましては、民間金融機関と同様のフルバンキング機能を有しておりまして、所属団体向け組合金融という理由から、所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を担う機関として完全民営化することが可能だという判断をいたしまして、完全民営化ということを決断させていただいたような経緯でございます。

○直嶋正行君 ということは、重視したのは対GDP比で、これは確かに御指摘のように日本は高いのは事実で、二割というのは高いんですが、ちよつと私が申し上げたのは、実態面というところになに中小企業は高くないよということ、今御判断あつたように、ただ商工組合中央金庫の特性も含めて民営化に踏み切ったと、こういう理解でよろしいんですかね。

それで、これから先の話をお伺いしたいんですが、商工中金の、今の法律では出資者は中小企業団体に限定をされております。これが今度の法律で株主資格が中小企業団体及びその構成員ということ、個人に拡大されるということになるわけなんです。やはり中小企業団体及びその構成員と個人ということになりまして、中小企業の関係団体と個人ということに限定されるわけですが、移行期の五から七年ぐらいに、やはりその先の完

全民営化に向けて十分な財務基盤といひますか、経済基盤を確保できるかどうか大きなポイントになると思ひますが、そういう点でいひますと、この株主の話、ちよつと後で議論もさせていただきます。ただ、この財務基盤を強化するということについてはどういふことを今考えておられるのか、まづお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 出資者は、御案内のとおり、今まで中小企業組合、これが組合とその組合の中に入っている企業、企業の中には個人企業もあります。そういうふうな幅を広げるといひわけでありまして。

同時に、今の政府出資と組合出資、みんな合わせて全部が確保されるとして、国際金融をやるぎりぎりの自己資本比率です。八%ちよつとでありますから、現状で国際金融まで一部担当してありますから、その機能をしっかりと維持するためには現状の財務基盤をそのまま、どうそれに近い状態で移行させるかということが大事であります。

政府出資四千億の一千億程度が移行期の出資で残るとしたら、残りはテーパーに入る特別の準備金として、個人的な思ひをすればすよ、みんな残したい。それは専門家の議論の後に決定することでありまして、今の自己資本比率を構成するロットは極力その規模で移行していくということが大事でありまして、そういう方向で民営化へ歩んでいきたいというふうな思ひしております。

○直嶋正行君 今の政府出資分の扱い等はちよつと後でまた議論させていただきます。今度、その前に、今大臣のお答えにもあつたように、株主資格については中小企業団体及びその構成員ということ、これは今後限定をすると、こういうことに考えておられるわけですね。それでよろしいわけですね。

○国務大臣(甘利明君) はい。結構です。

○直嶋正行君 そうした場合に、本当に、さつきお話のあつたように、民間の銀行としてしっかりとやっていくということ、民営化、むしろ株主は中小企業者に限定せずに広く集めるというのも一つ

の考え方だと思ひます。例えば、経済財政諮問会議なんかでもそういう議論があつたというふうにお伺いしているんですけれども、この点についてはどういふふうな受け止めておられるんでしょうか。完全民営化後の姿を考えると、やはり幅広い株主構成というのは大きなメリットだと思ひますけれども、いかがなんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 商工中金は中小企業向け金融機関であります。要するに、株主構成を変える。つまり、これは、会社法上言えばオーナーです。オーナーを中小企業以外に広げるといひことは、株主が貸出し先についてももっと有利ないい大企業のあるところがないかという発言権を持つということになるわけでありまして。

そうしますと、中小企業向け金融機関の大枠が株主の発言力によって変更していく可能性はあるわけですから、これは中小企業向けのノウハウを持つ金融機関です。よ、引き続き中小企業が貸出し先中心の金融機関なんです。その、オーナー会議はやっぱりそういう対象者で構成していかないと、当初期待した方向と違ふもつともうかる方に行けやという圧力にならないうことではないかと思ひます。

そこで、民営化、完全民営化する際にその趣旨をきちつと踏まえることができるような構成にしたいということで、そういう方向を取っているわけでありまして。

○直嶋正行君 ということは、私はちよつと受け止めていたのは、融資先をある程度限定するとか、定款で将来民営化されたときも限定するとか、そういうことをしておけばある程度効果があるんじゃないかと思ひましたが、やはりそれでも心配だと、いろんなもうけ先がたくさんあるんでそちらへ向けられてしまう可能性がある、こういうことなんですか。

○国務大臣(甘利明君) 定款論というのは確かに議論であります。ただ、定款というのは株主総会で幾らでも変えられるわけでありまして、オーナー会議で、オーナーたる株主会議でその企業の

方向性、基本的な考え方は幾らでも変えられるわけでありまして、一番の基本的な経営判断をしていく方向性を付けるところをちゃんと中小企業向けということでしたら、さっさと中小企業が大切なんだと思っております。

○直嶋正行君 分かりました。

こちら辺はまだいろいろ議論はあるんだろうと思うんですが、それを一つ、今の様に株主を限定するというところで、一つの補完的な方法といえますか、さっき大臣が、今政府が出資している四千億のうちの一千億ぐらいを株式にして、残りをティア1というお話ございました。これ現状の八%の自己資本比率を維持するためということなんです、この特別準備金を設置するということになりまして、相対として、今政府が四千億出資されていて、果たしてその他の民間のいわゆる中小企業団体の持分が一千億ぐらいだったと思うんです。そうすると、それを仮に大臣がおっしゃったように一千億政府出資にして残りの三千億を準備金と、こういうふうにした場合に、一つは、発行済みの株式が減少することになりますよね。要するに、政府の四千億分が一千億になると。これは、株式が減少するのそのままでやるのかちよつとよく分らないんですけれども、仮に株式が減少しますと、今全体の二割を持っておられる政府以外の方の持分が五〇%に上がりますね、仮に政府が一十億だとすると。そうすると、そこにある種の利益移転のような形になってこないのかなというの、ちよつと私は危惧をしたんですけれども。

一つはそういう部分について何らかの整理をされているのかどうかということ、もちろんこの特別準備金はいずれは国庫に返してもらおうということになるのかなと思うんですが、こちら辺の考え方について、ちよつと二点お伺いしたいと思うんですが。

○国務大臣(甘利明君) 今五千億のうち四千が政府、千が中小企業団体、これを、千、千とすると三千という割合になっていくわけですね。政府出

資のものは、いずれ政府出資を政府が手放して、そこで名実ともに完全民営化が完了ということになるんですが、それは、株主は限定をされるわけですから、中小企業組合及び今度はその構成員に広がる、つまり中小企業組合の傘下の企業、個人企業も含めて企業も、個々の企業が持つようになると。その際には、そんなに何千億も引き受けると言つて、はい分かりましたと言ふほどお金があれば、元々苦勞しないわけでありまして、余り大きなロットを引き受けると言うわけにはいかないし、時間も掛かると思ふんですね。

そこで、その四千億をそっくり、じゃ中小企業団体が引き受けやすいじゃないかといつたつて、そうはいきませんから、その引受能力を勘案しなきゃいけない。残りの部分について特別準備金で自己資本算定する、ティア1に組み込むわけですね。それが、じゃ例えば配当にでも使われちゃったなら、元々政府が持つていた金が株主に回つちゃつて、これはちよつとまくなんじゃないやないのと。特別準備金としての設定ですから、これは配当に回せない。最終的に、商工中金が内部留保をどんどん高めていって、その部分を自分の力で入れ替えることができれば、いつ、まあ時間はどのぐらい掛かるか分かりませんが、国庫納付をしていくと。これは元々、その解散時にはその特別準備金は国庫に納付するということになっていきますし、体力の増強に従つて特別準備金についても、これは返済というんじゃないんです、借りているわけじゃないですから、国庫に納付するということですかね、時間を掛けていくということになりますし、それは体力との見合いによつてやつていくということにするわけでありまして。ですから、特別準備金を民間の株主に配当金で回しちゃうというようなことはありません。

○直嶋正行君 恐らく、その今の特別準備金の部分がこれは附則に規定されている大臣がお答えになった部分だと思ふんですが、

それで、ちよつと事務的に答えたいだけでも結構なんですけれども、私が申し上げたのは、政

府が今四千億の出資をしているものが、出資そのものは一千億になりますね。そうすると、今まで民間の持つておられた、一千億持つておられたわけですが、従来は政府四に対して民間一だったんです、対比が。そうすると、株式数が変わらないうん、これ何というんですかね、株式数がトータルで変わらないうん、これは事務的にいうとどういう形になるんですかね。これ株式数と、それは、株主の持分そのものは二〇%のウエイトの人たちが五割に上がるわけですから、当然この商工中金がうまく経営していけばその部分、価値が高くなると、こういうふうになるんではないか、この辺の整理というのはいっているんですか。

○国務大臣(甘利明君) 後でちよつと補足させますが、単にその配当の件だけで言いますと、今は国庫分の配当を免除してもらつていますから国に配当を出してないんです。中小企業組合の株主には配当を出していません。国には出していませんから、その配当金が、例えば国に入つたのがその分が民間、中小企業組合株主に多く回るといふことはないと思ふんですが、それ以外の分についてはちよつと補足。

○直嶋正行君 要するに、この商工中金が今どれだけの価値がある会社か分かりませんが、まあ仮に一兆円の価値があるとして、そのものを政府と民間で持つていくわけですね。政府の持分が五割に下がるわけですね、八割から五割に下がると。そうすると、相対的に今商工中金の株をお持ちになつていく民間の団体の持つていく価値は高くなるんじゃないでしょうか。これはいろいろ問題が出てくる可能性があるんじゃないかと思ふんですが、そこら辺の話をちよつと聞いています。

○政府参考人(石毛博行君) 配当の関係は今大臣が申し上げたとおりでありますけれども、確かに先生おっしゃる様に、株式の数がそういうふうになるというところで、それが資産価値が変わらな

ければ一株当たりの単価は高まるんじゃないかという御指摘かと思ふんですが、他方、特別準備金の部分については、それなりにその資産、留保が高まつてきて財務基盤が整つた場合は、国庫に自主的に返納する場合があります。通常、何といひますか、その部分がストレートに株価にどこまで反映するかというのはいちよつとよく見てみないといけないという感じはしております。

いずれにしても、今の御指摘は重要な点だと思ふので、私もその点についてもちよつと検討させていただきたいというふうに思ひます。

○直嶋正行君 分かりました。ちよつと調べて、また御報告いただきたいんですが。

例えば、これは団体が持つておられますから、今の株というのは時価評価されるでしょう、例えば決算のときに。そうすると、場合によつたら課税対象になるとか、そういうこともあり得るのかなという気がするものですか。それは大丈夫ですか。じゃ、答えてください。

○政府参考人(石毛博行君) ただいまの課税の点については、課税対象にならないように措置をするように今しているところでございます。

○直嶋正行君 それで、もう一つ似たような話で、利益剰余金というのが今あります。商工中金のこの資本の部で見ますと、平成十八年三月現在で約一千四百億円の利益剰余金が計上されています。

一つは、この移行期においてこの利益剰余金の扱いはどうなるか、何らかの形で準備金に繰り入れるのか、こちら辺について。これも、やり方によつてはいわゆる利益移転になり得る可能性があると思ひますので、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(石毛博行君) 直嶋委員御指摘のとおり、利益剰余金はどういうふうに取り扱うかというの、これは重要なポイントでございます。

それで、利益剰余金の性格でございいますけれども、当然のことながら、その商工中金の事業活動、これまでずっとやってきているわけですが、でも、その中の利益から積み立てられたものであって、それを商工中金の自己資本としてその財務基盤を構成すると、そういう性格のものであります。したがって、この利益剰余金は、株式会社化後の商工中金が強固な財務基盤を確立して中小企業向け金融を維持できるようにするために適切に引き継がれるということが必要でございいます。

そのときに、利益剰余金を政府とそれから民間出資者の間でどのように配分するかというのが質問のポイントだと思えますけれども、この点は今後の、評価委員の意見を聴いた上で、どこまでをその特別準備金に算入するのか、そういうものを検討していただいて、最終的には主務大臣が判断をして確定をしていくことにする所存でございいます。

○直嶋正行君 これは長官、ちよつとお伺いしますが、法律で言いますと、この四十三条一項のところにお答えが書き込まれているということですのでよろしいんですか。ちよつと私、読んでもよく分からないところがありましたので、そこは改めて評価委員の御意見を聴いた上で省令か何かでルールを決めて取り決めると、こういうことになるんでしょうか。

○政府参考人(石毛博行君) 委員御指摘のとおり、その剰余金の額につきましては四十三条にその根拠を置いてございまして、それを株式会社化するときに基本的に引き継ぐわけでございましてけれども、そのうちのどれだけの部分を特別準備金として移行させるのかどうするのか、それはこれから評価委員の意見も聴いた上で、最終的に主務大臣が判断をすると、そういうことでございいます。

○直嶋正行君 ありがとうございます。ちよつとまたそこら辺はよく分からない部分なんです、またこれからお決めになるということなんです、改めてまた教えていただきたいというふう

うにお願いを申し上げておきたいと思えます。ですから、今の話でいくと、利益剰余金から特別準備金にかなり替わる、振り替わるものも出てくると、こういう理解でよろしいですね。

○政府参考人(石毛博行君) お答えいたします。どの程度振り替わるかということについて、正に評価委員の方で審議をしていただいでそれから決める話でございまして、その量的なことについては、今、私もここで何か判断を持って申し上げる状況にないということをお断りいたします。

○直嶋正行君 続きまして、完全民営化に向けた政府株の売却等についてお伺いしたいと思います。先ほど来、御答弁の中でもお触れになってきたことになっているんですが、さつき大臣がお答えになったように、そのメンバーは限定された中で売却をしていくということですから、かなり難しい面あるんじゃないかと思うんですが、その売却のタイミングとか、あるいはどういうやり方をするのか、そこら辺についての御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) お話しのとおり、移行期間というのは五年から七年を取っております。ある程度幅を持たせていると。それは、引受手が中小企業団体を構成する中小企業及び中小企業者ですから、法人企業もあれば個人企業もあるわけでありまして、数はたくさんありますけれども、元々そうばらばらに体力があるわけではありませんが、引き受けるに当たってはある程度の時間的余裕が必要であります。でありますから、五年から七年という、最大七年という幅を持たせているわけでありまして、政府出資金のうちの一千億という、いや、ちよつと今引き受けているその量に匹敵するものを五年ないし七年掛けて引き受けてほしいということでありまして。

五年にするか七年にするかは、経済状況を見極めて、構成する中小企業者の体力を見極めながら、極力無理なく引き取ってもらおうということになろうかと思えます。

○直嶋正行君 今の株主が中小企業団体の方中心ですね。三万五千か、もつとあつたんですかね、かなり幅広く今の一千億の株主がそういう団体の皆さんで持っていたらいいですね。そうすると、更に一千億をその方々、団体でということはないかな大変だと思えます。やはり中小企業者の方ということになってくると思うんですが、これは簡単なようではなかなか難しいんじゃないかと、直観的にそう思うんですけれども。

長官、例えば、今大臣の御答弁で五年から七年の間ということなんですが、何か段階的に考えておられることがあればちよつとお答えいただきたいと思うんですが。

○政府参考人(石毛博行君) 株式をそういう形での民間の保有に替えていくときに、基本的な考え方としては、もちろんその株式の価値の最大化と、これは国の側の要請としてその株を持っているわけですから、そういう要素と、それから資金余力が本当にその団体にどれくらいあるのか、中小企業者にどれくらいあるのか、そういう要素を勘案してやっていくわけでございまして、具体的な処分方法として今私も二つくらいあり得るのかなと。一つは、参加資格を限定した一般競争入札を行って、その入札結果を参考に価格を決めた上で売却をする、そういうやり方。

それからもう一つは、株式等評価委員会のような第三者組織で価格を、こういう価格になるのかというところで決めた上で、そういうことで中小企業者に直接売却をする、そういう価格の決め方があろうかと思えます。

いずれにしても、そういう価格を決めても、今委員御質問のように、どのようなスピードでやっていくのかということにつきましては、正に中小企業者の、それを購入する側の企業者の資金余力、それからマーケットの状況、そういうものをしながら、五年から七年の間というふうに決められておりますので、そういう期間に間に合う

ように完全に売却をしていくということかと思っております。今の段階で、この時期にこれぐらいの量というのをあらかじめ申し上げるのはちよつと難しいかと思っております。

○直嶋正行君 いろいろ心配はあるんですが、また経過を拝見させていただくことにしておきたいと思えます。

それで、この商工中金の最後なんですが、格付についてお伺いしたいんですが、例えば今ムーディーズの格付はトリプルAになっているんですが、これは大体評価を見ると、やはり政府出資四千億というのがあるということで、特に長期の格付がトリプルAになっているんですね。ところが、同じムーディーズの格付を見ても、財務格付というのがあります、こちらは実はD、DというのはAからEの五段階の中の下から二番目ということになります、という評価になっています。

したがって、今後、政府が先ほど来議論していったように保有株を売却していく、あるいは、ということになってくると、こういう商工中金の格付評価がやはり下がる可能性があると思うんですね。その場合はいろいろ資金繰り含めて影響が出てくると思うんですが、こういう懸念を持っているんですけれども、この点についてはどのようにお考えになっているんでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 実は、この法案を提出して、移行期、つまり格付機関は、政府出資四千億、つまり政府の後盾がしっかりしているというときの評価と、これが民営化法案が出てどう変わっていくかというのを見極めて評価を下すわけですね。

この法案が出てこういうふうに変わっていくかという移行期評価で今の評価がなされているわけでありまして、悪いところでダブルAマイナス、いいところでトリプルAと、JCRだとダブルAプラスということでありまして、実はこの評価を見まして私が一番はつとしましたのは、この民営化の方式は格付会社から見ても信用力を落とさない方法、だという評価をしてくれたというふう

に思っております。

でありますから、ただ、これから気を付けることは、政府出資がスムーズに中小企業組合構成員に移転していくかということ、それからこれは専門家に審査をしていただいてティア構成をする特別準備金を幾らにするかを決めるのでありますが、私は政府出資以外の大多数はそうあるべきだと思っております。それは大臣の個人的な考え方、見解ですなという役所もいますけれども、そうならないと信用力は落ちるわけでありまして、国際金融ができる下限でありますから、先ほどの剰余金と合わせて財務基盤をしっかりとすることが完全民営化後の商中債の調達金利に直接跳ね返るわけでありまして、そこはしっかりと見守っていかなくちゃならないところだということに思っております。

○直嶋正行君 ちよつともう時間がなくなってきましたので、最後の質問になりますが、そうしたら、商工中金の方ちよつと終えまして、一点だけ、今回の、特にいわゆる在庫債権、在庫を担保にした債権、在庫の担保の融資等を含めた問題について一点だけお伺いしたいんですけれども、実は今、売掛債権担保融資制度というのがあります、これ作ったときに私もこの委員会いろいろな質疑をさせていただきました。

そのときに、たしか二、三年前だったと思うんですが、二〇〇六年末までに、当面、早いうちに二兆円というお話があったんですが、実は去年の暮れで実績は一兆円強ということで大分目標を下回っているんですが、それでいしからぬと、こう言うつもりではありませんが、いろいろ調べてみますと、やはりこの売掛金を担保にしてお金を借りる場合に、要するに譲渡禁止特約が付いている、あるいはそれが、特約が解除してもらえないと。こういう問題はやはり根が深いようで、中小企業庁でもいろいろ実態を調べているようですが、なかなかこれ難しい問題はらんでいまして、政府の方は閣議決定して、政府が発注するものについてはそういう特約を付けないようにと

いう指導をされているようですが、例えば地方自治体なんかまでそれがなかなか行き渡らないとか、あるいは、例えば民間企業でいいますと、簡単にそういう特約を外してしまうとだれにその債権が渡るか分からないんでやはり困ると、こういう声も結構強いようでありまして、これが結構ネックになっているんじゃないかなというふうに思っています。

実は、中小企業団体の方にもいろいろ聞いてみたんですが、なかなか実態がよく分からないというお話で、ただ、やはり制約になっていることは間違いないと。それで、今度それに一つは、だから売掛債権担保融資をやる上でのボトルネックになっている譲渡禁止特約の扱いを今後どういうふうにしていけるのかという点をお伺いしたいんですが。

もう一つは、それに加えて、在庫担保で融資というところになってくると、これはまた実務的にいいますと非常に難しい面が、例えば評価一つにしてもなかなか大変ですから、果たしてこれ効果出るのかなと、率直に言ってそういうふうに見えるということもありませんが、ちよつとこれらの点について、これからこういうふうにしていきたいという御所見があればお伺いしておきたいと思えます。

○政府参考人(石毛博行君) 売掛債権担保融資の制度についてですけれども、今、直嶋委員が過去の創立の経緯からずつとお話になって、私どももそういうふうな理解をしております。

十八年二月現在で、累計で今一兆二千億円の利用実績になっているところでございます。なかなかもう一つ伸びないというところについては、確かに債権の譲渡禁止特約の問題があるというのは最初から強く認識をしております。委員も今御説明になられたように、国の契約については中小企業者から要請を受けた場合には特約を解除するという形にまずしてございます。ただ、これ以外に、国以外にももちろん民間でのそういう債権の流通があるわけですので、いろんな事業

団体、それから経済団体、経団連とか日商、それから地方公共団体に特約の解除を要請をしてきております。こういった取組によって、一兆二千億円になってきたのはそういったような効果もそれなりにあったということだろうというふうな思っているところでございます。

こうしたことについての最近の私どもの取組でございますけれども、実はこの三月の二十三日に、全国五百六十三の事業者団体に対して下請取引の関係で要請書を出したわけでございますけれども、その中で、売掛債権の譲渡につきまして承諾を中小企業者から求められた場合には、親事業者として適切に対応していただきたいという要請も重ねて行っているところでございます。

委員御指摘のとおり、この点、実は非常に重要なことでございますので、引き続き機会あることに要請をしていくとともに、それから、委員も先ほど、中小企業庁も調べているようだというふうな御指摘なさいましたけれども、私たち、それがどういうふうな事態が変わっていつていくのか、改善しているのか、そういったようなことについて引き続きしっかりフォローをしていきたいというふうな思っているところでございます。

それから、担保評価の点でございます。

流動資産の担保保険の評価の関係でございますけれども、そのノウハウの確立というのが今まだ十分なされてないという状況でございます。そういったことから、この六月を目途に、ABL協会、アセット・ベースト・レンディングというものの略語でございますけれども、その協会を設立いたしましたして、そこでそういう棚卸資産も含めた流動資産の評価、管理、そういうものに関する評価書の様式を統一するとか、評価手法を標準化するとか、評価専門家の育成をどうするか、そういったようなことについて検討する。あるいは、そういう流動資産・債権担保融資の実績データ、統計データ、そういうものもまだ十分でございますので、そういうものをしっかりと蓄える。それから、そういう担保とされた動産がスムーズに市場

で処分されるように関係事業者のマッチングを行っていくと。そういうようなことをこの協会で実施をしていく、そういうことによつてこの動産の処分を円滑に進めることができるのではないかなというふうな思っているところでございます。

○直嶋正行君 時間ですので、終わります。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末でございます。

本日は、商工中金法と中小信用保険法の見直しということでございますが、まず、民間金融全体における中小企業金融の在り方について金融庁にお話をお聞きしたいと思います。

今、企業統計を見ますと、二〇〇一年から二〇〇四年にかけての開業率というのは今三・五％というところになって、これは四年ごとに取り替えている統計では過去最低という状況でございます。開業率が三・五％という中で廃業率は六・一％というところ、もう廃業率の方がはるかに高いという状況。この開業率、我が国の開業率三・五％を他国と比較しますと、例えば二〇〇四年のアメリカは一〇・二％、イギリスが一〇％、フランスが一・一％と、三倍から四倍ぐらいの開きがございます。

今、私が調べました日本アプライドリサーチという会社の調査によりますと、開業、会社を始めに当たって一番の問題点は何かと申しますと、資金調達ということでございまして、四八・六％、会社をつくった方の四八・六％の方が資金調達で苦労をしたということをおっしゃっているという状況でございます。

この中におきまして、私は、民間企業が果たす役割は非常に重要じゃないかと。我が国の開業率を上げ、そして経済を活性化するためには民間企業の果たす役割は重要だと思っておりますが、金融庁としてはその点どのようにお考えかということをお教えいただけませんかというふうに。

○副大臣(大村秀章君) お答え申し上げます。我が国における開業、廃業の状況は今委員が御指摘のとおりでございます。これは私ども、政府

全体でやはりこれは大きな問題意識を持っているところでございます。

その要因等につきまして一概に申し上げることは困難であると考えておりますが、例えば、開業時の資金の調達の問題でありますとか、特に専門知識を持った人材や得意先の確保が問題であるといった指摘もあるのは御案内のとおりでございます。

私も金融庁におきましては、従来より、地域金融機関に対しまして融資審査能力、いわゆる目利き能力の向上でありますとか、創業・新事業支援機能等の強化に向けた取組を行うよう要請しているところでございます。

なお、また先般、金融審議会に取りまとめられました今後の地域密着型金融、リレーシヨンシツプランキングの在り方についての報告でも、創業・新事業支援機能等の強化が重要と指摘されているところでございます。

今後とも、中小企業に対する資金供給の円滑化を図る観点から、この地域密着型金融という方向を模索していく中で、この創業・新事業支援というのを、これは金融機関の大きな役割として位置付けて進めさせていただければというふうに思っております。

○藤末健三君 是非、大村副大臣のイニシアチブでやっていただきたいと思っております。

私は、実際に地方の企業の方とお話ししていただき、よく感じますのは、昔は四つ、五つ地方に銀行があったので、幾つか回ってお金を借りたというところをおっしゃるんですよ。ところが、金融ビッグバンに伴いまして、もういろんな合併が起きています。そうすると、二つぐらい銀行へ行っちゃうと、二つ断られたらもう終わらしいんですよ、行くところがなくなっちゃうと。実際に数数えてみるとそうなんです。自分の田舎でもそうですし、あと京都とかそういう大都会に近いところでも、銀行の合併などによって二つか三つ回ればもう行く銀行がなくなっちゃうという状況もございまして、そのリレーシヨン

シツプランクの中で本当全体的な地域の、特に中小企業を支援するというところは是非深く突っ込んで考えていただきたいと思います。これは本当にお願いいたします。金融サイドの考えじゃなくて、やはりお金の使い手である業者がどういうふう困っているか、何を望んでいるかということを中心に把握していただきたいと思います。一つお願いでございます。

先ほど、直嶋委員からも指摘がございましたA B L、アセット・ペースト・レンディング、流動資産担保融資というのにつきまして、二〇〇六年にベースで一兆円という融資残高でございます。これはアメリカを見ますと、アメリカはもう百兆円近いレベルまで達しております。このA B L、在庫とか売掛債権をベースとしたお金の貸出しというのは我が国でも非常に大きな位置付けを占めるんじゃないかと思っております。

実際に調べてみますと、今民間の中小企業に対する融資、一九九八年には三百四十兆円だったものが二〇〇一年には三百二十兆円、そして二〇〇六年には二百六十兆円と、もうこの十年間で八十兆円も減っているという状況でございます。そして、今でも民間金融機関の四割が中小企業に対する融資をまだ下げ続けているという状況。この状況をどうにかしなきゃいけないと思うんですが、このA B L、流動資産担保融資というのは一つの起爆剤じゃないかと思っております。

実際に中小企業に対する融資の担保を見ますと、もう九割が土地、不動産になっているという状況でございます。実際にこの流動性資産担保の対象となるであろう売掛債権や在庫などを見ますと、大体中小企業関係で売掛債権が七十五兆円と、そして在庫で大体四十五兆円と言われますので、百二十兆円の担保の見込みがあるという状況でございます。是非ともこのA B Lを、金融庁としても、先ほど申し上げました地域の中小企業などに対する中小企業対策としても金融庁で進めていただきたいと思います。いかがでございますでしょうか。

ちなみに、この間、先週ですが、北海道の方を視察させていただきましたと、北海道ワインという会社に伺いますと、ワインの在庫を担保にお金を借りるということをやろうとされているんですよ。そういうものをまさしく金融庁が率先してガイドラインを作り、進めていただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○副大臣(大村秀章君) 委員御指摘の流動資産担保融資、いわゆるA B Lにつきましては、中小企業等の多くが在庫や売掛債権等を保有しながらこれまで必ずしも十分に活用してこれなかったというのはいま御指摘のとおりでございます。

今言われましたように、在庫と売掛債権を合わせて百三十兆とか、それだけの額があります。一方で、土地の額は九十兆円弱といった数字もございます。したがって、大変大きな可能性を秘めているというのは御指摘のとおりでございます。そして、そうしたA B Lへの取組が中小企業の資金調達手段を従来以上に広げる効果があるというふうに私も認識をいたしております。

金融庁といたしましては、先ほども申し上げましたが、地域密着型金融といったこの考え方を進めております。これは平成十五年以降その機能強化を、地域密着型金融の機能強化を推進してまいります。その中で、中小企業向けの資金供給円滑化の観点から、動産・債権譲渡担保融資の推進など、不動産や個人保証に過度に依存しない融資手法の多様化を促しているところでございます。

こうした取組の結果、最近の地域金融機関の動産担保融資実行額、件数はともに増加傾向にありまして、また、在庫、売掛金などを担保としたA B Lの取組が民間金融機関で行われているということで、様々な流動資産を活用した融資手法が広がっているというふうに認識をいたしております。

そういう意味で、先ほど委員も御指摘がございましたように、いろんなバラエティーのある融資手法が進められておりまして、金融庁といたしましては、今後とも、このA B Lの活用、また不動産

担保、個人保証に過度に依存しない融資手法の多様化を促してまいりたいというふうに思っております。

○藤末健三君 是非、A B Lを進めていただきたいと思います。

そのときに大事なことは、先ほど直嶋委員からも指摘がございましたけれども、やはり評価、目利きが非常に重要でございます。と同時に、担保とした在庫とかを、担保として持ったものをまたどこかに売りさばくという流通ルートも必要でございます。是非とも、お願いは、経済産業省と連携してやっていただきたいと思います。もう既にA B L協会などもつくって動いておりますので、是非とも金融庁と経済産業省は連携するということをご一緒と大村副大臣の言葉としていただきたいと思います。いかがでございますか。

○副大臣(大村秀章君) 先ほど来御答弁申し上げておりますように、この点につきましては私も地域密着型金融という概念を、やはり日本、特に地域金融機関はそれにふさわしいというふうに思っております。こうした点で特に中小企業の融資の多様化といったことも進めさせていただいておりまして、そういう意味ではこの点について所管をされておられる経済産業省さんと十分連携を取りながら、お互いに協議を進めながら、勉強しながら、こうした点の促進を進めていきたいというふうに思っております。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思っております。恐らくこのA B L、流動性資産担保の制度というのは、中小企業に対する融資制度として、ごい可能性があると思うんですよ。是非、大村副大臣にイニシアチブを取っていただきまして進めていただきたいと思います。

これをもちまして金融庁に対する質問、終わらせていただきますので、どうもありがとうございます。

続きまして、商工中金、そして中小信用保険につきましても質問に移させていただきます。

います。

今回の商工中金の民営化の議論、あとまた中小信用保険の拡大の議論におきましては、非常にこの中小企業金融を見直すいいチャンスではないかと思っております。私がお願したいのは、是非とも中小企業庁の方で中小企業金融全体についての考え方をまとめていただきたいと思っております。

まず一つございませうのは、金融におきましては、直接金融、株式市場等からお金を調達する直接金融、そして銀行からお金を借りたりします間接金融、直接金融、間接金融という区分けがありまして、また同時に、民間と政府系金融という役割の分担というのがあると思っております。

その中で一つ私が思いますのは、ミドルリスク・ミドルリターン資金提供が非常に不足しているのではないかなということでございます。民間企業の融資においては、非常にリスクが低くそしてリターンが低いものを対象としている。一方で、今整備されています株式市場におきましては、リスクが高くそしてリターンも高いというものを対象としている。

ところが、今私が見ていますと、本当にお金を必要としていますのが、売上げが百億円ぐらいで、利益をコンスタントに五億円ぐらい上げていると、そして借入れが二十億ぐらいあるというような会社がございますが、そういう会社は幾つか見受けられます。そういう会社に対する資金の提供は商工中金、非常に今まで役割を果たしていただいたわけですが、果たして融資だけではないのかどうか。やはり投資という形で、出資という形で資金を調達するような道をつくるか、そういうことも検討しなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その点につきまして渡辺副大臣、いかがでございますようか。お願いします。

○副大臣(渡辺博道君) 今委員御指摘の内容としては二点あるかと思っております。

一つは、取組についてということをお尋ねだというふうに思います。

まず、中小企業全体について考えていくわけでありまして、日本の産業の競争力の源泉、もう御案内のとおり、全国四百三十万社の中小企業であることは間違いございません。その資金調達の円滑化は重要な政策課題であります。この分野について検討を行う際、直接金融、間接金融の全体を見据えて政府と民間との役割分担をしっかりと踏まえていくことが大変重要だというふうに思います。

まず、中小企業全体の資金調達構造を見ますと、総資産に占める金融機関借入れの比率であります。大企業は平均して一八％であるのに対して中小企業は平均三三％となっております。中小企業では依然として間接金融に依存した調達が行われているということでありまして。

こうした状況の下、中小企業金融を担う主体の全体像をいたしまして、ローリスク・ローリターン分野については、民間金融機関が二百三十三兆円の資金を供給するとともに、政府系金融機関については、相対的にリスクが高い、民間金融機関では十分に対応できない困難な分野について二十三兆円の資金を提供してこれを補完しているわけでありまして。また、ハイリスク・ハイリターン分野については、ベンチャーキャピタルにおいて約一兆円の資金の供給が行われているという構造になっているわけでありまして。

こうした全体の構造を考えると、今後の中小企業金融に関しては、小規模企業、そしてまた再生局面にある企業、不動産担保が不足する企業や新たに事業を起こすために挑戦する企業など、相対的にリスクの高い層に対する資金供給機能について、民間の動向を注視しながら政府系金融機関としての役割として強化していく必要があるのではないか、そのように考えております。

そしてまた、ミドルリスク・ミドルリターンの層でありますけれども、我が国においてはミドルリスク層の金利による事業者向けの融資が必ずし

も十分に行われていないものと認識しております。このような融資が利用される局面としては、例えば担保や保証人を有していないなど比較的风险の高い中小企業、まあ多少高い金利でも資金調達をするニーズを有すると、こういった層があるというふうな考えられます。経済産業省といたしましては、こうしたニーズに対応するため、政府系金融機関において担保や保証人に依存しない融資制度を現在進めているところであります。

具体的に申すならば、中小企業金融公庫については、担保がない場合、また不足している中小企業を対象としての融資制度として、平成十八年度には限度額の引上げなどの拡充をしているところであります。現在、五千万から八千万まで拡充したところであります。また、国民生活金融公庫においては、本年度から第三者保証人を不要とする融資制度の拡充を図っているところであります。

このように、担保や保証人が不足している中小企業に対しても円滑に資金供給がなされるよう取り組んでいるところであります。引き続き、中小企業の資金需要を踏まえまして、こうした制度を活用するとともに、必要な対応策について更に検討を進めてまいりたいと思っております。

○藤末健三君 大臣、お願いします。

○国務大臣(甘利明君) 若干補足をさせていただきます。

今、藤末先生の御質問の中に、中小企業向けも間接金融だけでなく直接金融の面も広げていく必要があるのではないかと、それは御指摘のとおりだと思っております。

新しいファンドの組成もいたしますし、エンジェル税制の拡充というの課題だと思っております。それと併せて、今回、民営化に際して子会社を持てるようにしようと、商中がですね、その中にはベンチャーキャピタルも入っているわけでありまして。ですから、商中というものの良さは、七十年間のノウハウで目利き能力が非常にあるわけですね。ベンチャーキャピタルにとって一番大事なのは目利き能力なんです。それを生かしたベン

チャーキャピタル子会社をつくることができるように法改正をするということは、そういう中小企業に対する直接金融の道を開くということに私は大いに資することになるかと思っております。

○藤末健三君 ありがとうございます。本当に前向きな回答をいただきまして、有り難いと思います。

私、先ほど甘利大臣からポイントをおっしゃっていただいたなと思っております。目利きという話、すごく大事だと思っております。ベンチャーキャピタル、金融サイドも目利きが必要なんですけど、今私は自分で歩いて調べた範囲で何が足りないかということをおっしゃいますと、株式市場、証券取引市場の方に例えば目利きがないんですよ。ほとんど技術分かる人はいません、審査する方に。そして、もう一つ言うと、上場を手伝う証券会社も、審査する人に技術が分かる人はいないんですよ、いろんな人に会って見付けたのは。

ですから、やはり、市場への入口のこの目利きも是非強化していただきたいし、これは金融庁の話かもしれませんが、是非経済産業省の方々も考えていただければと思います。市場の入口のところをちゃんと目利きできる人をつくっていただきたいのが一つ。

それともう一つございませうのは、先日私、アメリカのシリコンバレーの人とお会いして話を聞いてびっくりしましたのは、シリコンバレーはもうベンチャーキャピタルじゃなくてエンジェル、個人のベンチャー投資の方が多くなっちゃったというふうにおっしゃるんですよ。やはり、日本の、我が国のエンジェル税制、大臣も言及いただきましたエンジェル税制ははるかにやっぱり劣っていると思っております。他国に比較しますと。あれは意味ないです、今のエンジェル税制ですと。

ですから、是非ともエンジェル、今どんな株式市場が発達し、ある程度個人的に資産を持った方が増えておりますので、起業して、そういう方からのだんだんお金がまた循環するような仕組みを是非とも検討していただきたいし、つくってい

ただきたいと思っております。

また、次に私は中小企業の設備投資についてちよつとお話をさせていただきたいと思ひます。

今、大企業と中小企業を比較しますと、企業的な格差もございすけれど、やはり一番目を引きますのは、従業員一人当たりの設備投資額を見ますと、大企業は大体五百万円ぐらいになっていると、一方で中小企業は八十万円程度ということございまして、もう差が六倍、七倍に開いているという状況でございす。

実際に生産性を見ましても、大企業と中小企業も倍ぐらい違う状況でございす、この設備投資の差がまた五年後、十年後に効いてきて、ますますこの生産性の差がどんどんどんどん開いていくんではないかということを懸念しております。

また、特に私は懸念してゐますのは、今我が国の中小企業は、日本全体のCO<sub>2</sub>排出量の大体六・六%を占めているわけでございすけれど、今中小企業の方々とお話ししても、地球環境問題まで頭がほとんど回つておられませんが、正直申し上げて、燃料が高くなつて困つたとはおっしゃいますけど、CO<sub>2</sub>排出量を減らしたいと言う方とは余りお会いしたことはございせん。ですから、まさしくこの面につきましては、政策的に商工中金や信用保険などを使って対応していただきたい、地球環境問題に対する投資も是非行つていただくように対応していただきたいと思ひますが、その点につきまして、渡辺大臣、よろしくお願ひいたします。

○副大臣(渡辺博道君) 現在、委員御指摘のとおり、中小企業の従業員一人当たりの設備投資額、大変低いわけであります。具体的に申し上げるならば、これは法人企業統計、財務省の統計によりますと、二〇〇六年では、中小企業では六十四万円でございます。大企業は四百九十一万円、こういふ状況にあります。さらに、ストックの状況で全体を考えていきますと、中小企業は四千八百十六万円、大企業は二億三千二百七十万円、これが従業員一人当たりの固定資産額ということに

なっております。このような状況で、正に中小企業と大企業の格差というのは大変多いわけであります。したがいまして、中小企業の生産性を向上させるためにも、その設備投資を支援していくことは誠に重要なことだというふうに思つております。

こういった現在の経済状況を見ますと、緩やかに景気は拡大しているというふうに思ひますけれども、従業員一人当たりの設備投資の状況は、今も申し上げたとおり中小企業と大企業では大変な差があると。したがいまして、この中小企業の設備投資に対して前向きに検討していかねければならない、そのように認識をしているところであります。

また、経済産業省としましては、政府系金融機関における政策融資や信用保証協会の保証制度を活用いたしまして、民間金融機関では十分に対応することが難しい長期、固定の資金を供給することなどを通して中小企業の設備投資を支援してまいりたいと思つております。

先ほどの、要するにCO<sub>2</sub>排出の問題については、確かに中小企業は意識がまだまだ十分ではありません。そういった中小企業から、今度は大企業と連携した形で一つの対応ができるような仕組みを今後検討してまいりたいと、そのように思つております。

○藤末健三君 是非お願ひします。

あと、よく渡辺委員もおっしゃつておるんですけど、中小企業政策として金融と税つておつちやつていいますけど、私はあと税制も是非、促進税制をやつていただきたいと思います。

やはり、中小企業全体の予算を見ますと千六百億円という非常に小さい分でございますが、政府系金融でいきますと大体二十三兆円の規模がありますし、あと、減税額でももう兆に近い減税を行つていふ状況でございすので、是非税制でも対応していただきたいと思います。

また、環境に対する対応もそうなんですが、もう一つ私がお願ひしたいのは、やはり中小企業が

将来の新しいビジネスを生むために研究開発をもつと促進していただきたいということを思つております。

私の事務所の方で調べますと、大体中小企業に対する研究開発の政府の補助というのが百億程度でございす、我が国は、これを非常にレベルが高いドイツと比較しますと、GDP比でいくと四、五倍違う状況でございまして、もっと充実させていただきたいと思います。

〔委員長退席、理事加納時男君着席〕

そしてまた、これはフィンランドなどを見て感じてましたのは、フィンランドはもう中小企業と大学が非常に一緒に連携して研究開発などをやつていふという状況がございました。中小企業が五十研究を出せば、政府がそれに五十の研究費を付けて大学が研究をサポートするというような仕組みがございまして、そのように中小企業と大学との連携、今でもなされていふことはもう重々存じ上げていますけれども、規模をもつともっと拡大していただくことが必要じゃないかと思うんですが、その点いかがでございましょうか。

○大臣政務官(松山政司君) まず、中小企業の省エネの推進でございすが、極めて重要な課題だと認識をいたしております。

中小企業の省エネ対策につきましては、省エネルギー投資に係るコスト負担や資金調達、ノウハウや人材の不足等の課題が存在しております、これらに対応するために総合的に施策を推進していく必要がございす。中でも、省エネの投資に係る資金調達の円滑化でございすが、これまで政府系金融機関、特に中小企業金融公庫、また国民生活金融公庫の低利融資等、支援をしてきておりますが、中小企業における省エネルギー対策の強化が求められる中、その在り方について中小企業のニーズを踏まえて検討を進めてまいりたいというふうな思つております。

続きまして、二点目の大学との連携の件でございすけれども、我が国産業の競争力の源泉でございす新事業、雇用創出の担い手であります中

小企業の技術革新を促進することは極めて重要と認識をいたしております。

この産学官の連携の研究開発につきましても、法律や予算措置によつて強力に支援を現在しておるところでございす。具体的には、地域における産学官の共同研究体制を組みまして、実用化に向けた高度な研究開発を推進する地域新生コンソーシアム研究開発事業におきまして、中小企業と大学との連携による研究開発を国からの委託費により支援をしているところでございす。また、昨年六月に施行しました中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律では、ものづくり中小企業の産学連携を含めた研究開発プロジェクトを認定をいたしております。また、中小公庫からの低利融資やこの制度を利用した研究開発委託費、特に二〇〇六年度は八十件の採択をいたしております、そのうち五十六件が大学と中小企業との連携というふうになっております。

今後とも、こうした支援策によりまして中小企業の産学連携による研究開発を強力に推進してまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非お願ひしたいと思ひます。

ただ、例えば大学発事業創出実用化研究開発事業とかを見ますと、大体予算が三十億ぐらいなんです。非常に僕は小さいと思ひますので、是非とも予算の拡大を図つていただきたいと思います。

私自身が実際大学で勤めておりましたので、地方の大学などに訪問して思ひますのは、地方の大学の先生はやっぱり地方の産業に貢献するということを感じております。もう最先端の研究よりも、どちらかというと教育とか、あと地域の産業に貢献するという明確な目的を提供するというところを、是非これは文部科学省に申し上げなさいいけないんですが、この場で申し上げさせていただきますと思つております。

続きまして、私、これは決算委員会でも実はお話をさせていただいたんですが、今回の中小信用

保険法に関連しまして、保証協会の話を申し上げたいと思います。

保証協会に今地方自治体のOBの方が役員として着任されているという状況でございます。大体、数でいきますと五十二あるたしか保証協会の中で、役員数が大体二百五十人ぐらいおられると。そのうち、百名が大体地方自治体のOBだということをお教えいただきましたが、この中で専務や事務局長といった役職におられる地方自治体のOBの割合はどのくらいおられるのかなということをお聞きしたいということ、それとも一つは、保証協会の話をお聞きしていますと一つありますのは、地方議員がこの保証の査定について介入することがあるんじゃないかという話や、またもう一つございましては、地元の商工会議所などに所属している企業にはちよつと保証が甘くなっているんじゃないかという話をお聞きしますけれど、その点につきまして是非教えてくださいたいと思います。お願いします。

○副大臣(渡辺博道君) まず、中小企業の信用保証制度全体についてちよつとお話をさせていただきますが、中小企業の融資残高については二百五十五兆円、うち二十九兆円について信用保証が利用されておりまして、大変地域の中小企業の資金調達に円滑に役立っているという、大変重要な役目を担っているということでもあります。

そこで、それぞれの信用保証協会の性格につきまして、中小企業政策や中小企業の実態、それから金融実務に理解のあることなどが重要であると考えているわけでありまして、個別の役員の人選については、こうした観点から踏まえまして、それぞれの協会ごとに適材適所で選定されているものと承知をしているわけでありまして、

そして、具体的に申し上げるならば、先ほども全体の数を委員がおっしゃってありましたけれども、会長職、現在、五十二の協会がございまして、二協会は現在会長職が空席でありまして、そのうち四十七名が地方団体の出身者であります。それから、専務四十六名おりますが、そのうち二

十九名が地方公共団体出身者でございます。常務につきましては、六十一名中七名が地方公共団体出身者の数であります。

そしてまた、県議員が口利きをしているんじゃないかと、商工会議所の役員がそういったところで働き掛けをしているんじゃないかというお話でございますけれども、少なくともこの審査業務につきましては、中小企業の資金繰りの円滑化を図るために、個々の中小企業の実態にに応じてきめ細やかにかつ適正に対応しているものと考えているところでございます。

○藤末健三君 例えば、役員数でいくと、大体四割近くが地方自治体のOB、そしてトップでいくと半分以上、六割から七割の間が地方自治体のOBというふうな状況は、私は世間から見るとちよつとおかしいと思います。正直申し上げて、私はお願いしたいのは、地方の金融における保証協会の役割は非常に大きいというのはもう存じ上げています。これからその地方の金融が、先ほど金融庁のお話もございましたけれど、どんな地域密着型でもとちよつと目利きをしようにというふうに変わっている中、私はやはり自治体の方は、正直申し上げて、恐らく民間企業の経験もない、恐らく金融の経験もないはずで、これは間違いない。そういう方が果たしてトップに立つことが妥当であるかどうかということについては是非検討を促していただきたいです、これは明確に。明確に促していただきたい。

それと同時に、新しい金融が求められているはずで、地域には、ですから、もう地域で人を見付けなきゃ、地域には人がいないんですよということをお説明される方います。自治体とかじやないといけません、自治体でなかったら企業から呼ばなきゃいけないけど、企業だと利益相反があるんですよとおっしゃるけど、だったら首都圏から呼ぶべきですよ、金融のプロを、経営のプロを。その点いかがでございますか、渡辺大臣。甘利大臣も是非お答えください。

○副大臣(渡辺博道君) 信用保証制度というのはやはり適正に運用するということが大前提であるというふうな思いです。そのためには、各信用保証協会に対して適切に運用できるように経済産業省としても監督をしてまいりたいというふうな思っております。

○国務大臣(甘利明君) 先生御指摘のとおり、保証協会が一番大事なところは目利き能力です。中小企業が担保力は乏しくとも将来性があるとか、いいアイデアを持っているとか、この経営者なら任して大丈夫だと、ここを乗り切れば自治体や国、納税者になつてくれると、そういうのを見抜いて苦しいところを助けるという能力が大事なんです。おっしゃるとおりであります。

いろいろ話があります。専門家でない者を呼んでくるとは何事かと、あるいは専門家は違いないけど利益相反にならないかと、いやそんなことよりもプロパーから育てるのが一番大事じゃないかと、モチベーションが上がる、いろんな話があると思います。ですから、ある程度きちんと適正なバランスが大事だと思っております。自治体が行われることで直接手を突っ込むということがなかなか難しいところはありますが、ちゃんと適正なバランスに配慮をして、目利き能力を構成できるようにやっていくべきだということとは注文は付けさせていただきます。

○藤末健三君 是非、地方公務員の方の天下りみたいな形にならないようにしていただきたいと思っております。少なくとも、そういうそりを受けますと、恐らく行政の信頼性が落ちると思うんですよ。これは、もしあれでしたら中小企業庁の方にお願いしたいんですけど、これは第三者の評価機関みたいなことを設置するということは可能でしょうか。お願いします。

○政府参考人(石毛博行君) お答え申し上げます。今の時点でそういう第三者の機関を設置するという仕組みに必ずしもなっておりません。おりませんけれども、どういうような形でそういう信用保証協会の保証をしていくべきなのか。本来、信用保証協会は、当然その組織としてそういうことをやるのが本来の業務でございますので、第三者委員会その一件一件の審査をするというの、これまた効率のいいことではありませんで、どういうやり方がいいのかよく考えてみたいと思います。

○藤末健三君 是非、ガバナンスという観点からチェックをする機能をつくってください。これは私のお願いでございます。

続きまして、中小企業の人材という観点につきましてお話をさせていただきますと思います。

最近、新聞紙上などで外国人の労働者の話、どう管理するか、どう入っていたかという議論がいろいろな省庁から意見を出されているということでございますが、やはり中小企業でも非常に外国人の人材の方々に貢献していただいているという状況でございます。

そこで、経済産業省、厚労省、そして法務省の方に、これからの外国人人材の管理、活用につきましてどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○副大臣(渡辺博道君) 今委員御指摘の方は、労働者としての取扱いということでもよろしいんでしょうか。

現在、経済産業省といたしましては、研修制度という制度を活用して、そして二年間の実習を行っております。このスタイルを更に拡充していきたいというのは基本的な考え方でございます。

○政府参考人(岡崎淳一君) 厚生労働省でございます。

外国人労働者につきましては様々な考え方があると思いますが、いわゆる単純労働者等につきましては、労働市場の二層化の問題、あるいは高齢者とか若年者の雇用機会の問題等々様々な懸念もありますので、そういった部分につきまして受入れということについては慎重な検討が必要ではないかと、こういうふうな思っております。

しかしながら一方では、現在我が国におきまして、技術でありますとか人文知識、国際業務等々の専門的、技術的分野につきましては相当幅広く人材を受け入れるというシステムになっておりまして、むしろこれは積極的に受け入れていくべきだと、こういうふうと考えております。

現に、留学生等の方相当増えています。こういう方々も、我が国で卒業した上で働きたいという方は相当あると。四割くらいの方が就職を希望しているわけですが、現実にはまだ二割五分くらいということでありまして、これは企業の側、留学生の側、両方問題があるような気がいたしますけれども、この間を取り持つてより活躍していただくようなことは更に進めていきたい、こういうふうと考えております。

○大臣政務官(奥野信亮君) 外国人の入国、就労に關しましては皆さん方御案内だろうと思ひますが、我が国の労働市場の問題、あるいは外国人の犯罪が大変増えつつあるというような事態、あるいは結果として十七万人にも及ぶ不法残留者がいる。こういうことで、極めて慎重にならざるを得ないというのが一つであります。

しかしながら、制度としては今、経済産業省がおっしゃったように技能実習制度というのがあって、これをうまく使いながら海外への国際貢献も含めて技能実習制度をうまく使いたいという意思がございます。

ただ一つ、優秀な外国人をもっともって使えばいいじゃないかという声もありますから、私も、その高度な技術を持った人材とかあるいは留学生の受入れについてはかなり窓口を広げつつございます。特に専門的技術分野の外国人労働者については、我が国の経済社会の活性化とかあるいは国際親善、国際貢献、そういったものをにらみながらこれまでも積極的に受入れを進めてきていますところでもあります。ただ、むやみと広げるといふわけではなくて、やはり産業とか国民生活に与える影響等を勘案しながら、極めて慎重に在留資格や上陸許可基準の整備を行っているところであり

ります。

ちよつと具体的なことを一つ二つ申し上げますと、外国人の人材確保に資する措置として今まで私どもがやってきたものの中に、高度人材に係る在留期間の伸長、これは三年から五年に延ばすというふうな規制緩和もいたしております。そして、留学生が就労資格を取つて資格を変更するような場合にも一年間、最大一年間の猶予期間を置いて資格変更ができるようにというふうなことをやつておりまして、そういう意味では専門的、技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れというのは進めているわけでございます。

○藤末健三君 是非、各省庁連携して外国人労働者の活用を図つていただきたいと思ひます。もう我が国労働者の人口、これからどんどん減つていくという状況になっておりますので、我が国の経済の発展等を考えますと外国人労働者の活用ということが必要となると思ひます。

(理事加納時男君退席、委員長着席)

ただ私、是非お願いがございますのは、イギリスやドイツなどの話を調べてみますと、外国人労働者の方々の管理するデータベースというのがあつて聞いています。どういうところに住み、そしてどこで働き、税金を幾ら納め、子供たちは学校に行つていのかどうか、社会福祉は受けているかどうか、すべての行政関係のデータが一つのところにまとまつていいます。ですから、そこを見ればもうその外国人労働者が何をしているか分かるというデータベースをドイツは整備していますし、またイギリスでももうすぐオープンするはずで

私がおし上げたのは、そのような外国人労働者の方々の管理する、いい意味で管理するようないものが、必要だと思ひますが、その点につきまして現在、内閣官房で検討を進められているということをお聞きしていますが、ポイントだけをききんと教えていただけませんかでしょうか。ポイントをお願いいたします。

○政府参考人(荻野徹君) 政府における外国人の在留管理に關する検討状況についてのお尋ねでござ

います。

これに關しましては、一つは、外国人の在留管理に關するワーキングチームというものがございまして、これは外国人の在留に關する情報を正確に把握し総合的に管理する仕組みの構築について検討をするということを目指して、平成十七年に犯罪対策閣僚會議において設置が決定されまして、七月に關係省庁の申合せにより発足し、以後検討を進めてまいりました。

また、この点につきましては規制改革・民間開放推進會議からも関連する答申を受けておりまして、昨年十二月の第三次答申につきましては、在

留外国人の入国後のチェック体制の強化という項目で、このワーキングチームでありますとか、やはり内閣官房で庶務を行つております外国人労働者問題關係省庁連絡會議において、關係各府省が相互に連携協力して審議を進めると。その結果でありますとか、個人情報保護に關する法律や条例等の趣旨を踏まえつつ、外国人の在留に關する情報の關係省庁間における相互の照会、提供の在り方について所要の措置をとるといふ答申がございまして、これにつきましては、その答申に示された具体的施策を最大限尊重する旨の閣議決定がなされてい

政府としましては、これらを踏まえまして、關係省庁間が連携いたしまして、外国人の在留にかかわるものもろの情報につきまして相互に照会する、あるいは提供することについて、その適正な在り方について引き続き検討を進めてまいりたいと思ひます。

○藤末健三君 私からお願ひがございしますのは、その外国人労働者の管理ということだけではなく、是非観点として入れていただきたいのは、将来発生するかもしれない難民の受入れ、あり得ると思ひます。私は、何百万人単位の難民が来る可能性が、それも考えていただきたいし、また、もう一つございしますのが、テロの防止、国内でのテロの防止の意味でも、外国人の方々がどこに住み何をしているかということ

を管理できるようにしたいと思ひます。

ていただきたいと思ひます。その発想を是非お願いいたします。何となくつくりやいいというものでなく、将来何があるかということ

を是非内閣官房が先を見通した上で設計をして進めていただきたいということを願ひたいと思ひます。

そして、最後に私からの提案でございますが、今回、中小企業關係の施策を勉強させていただいて感じましたのは、非常に勉強していただいたという感じが、一部、一部と申しますが、もう少し中小企業に役所の方々が行つていただきたいなという思いがございました、正直申し上げまして。

調べますと、今は官民交流法という法律がございまして、役所の方が民間企業に出向するという制度がございまして、実績が大体年間数名程度という状況でございします。見てみると、ほとんど大企業に行かれてい

ます。ですから、是非とも私は特に中小企業の方々が官民交流法で中小企業に出向するようなことをやつていただきたいと思ひますが、その点につきまして、いかがでございしようか。

○國務大臣(甘利明君) 極めて大事な御指摘だと思います。

いう政策の基本が失われそうになっちゃった。これは予期せぬ副作用みたいな点があつて、すごく心配しました。

こういう官民交流が大事で、現場の感覚を知ることが大事だというのが、ちゃんと健全に復活をしていくという状況ができてつあるというのは極めていいことだと思つております。

○藤末健三君 是非皆様におかれましては、経済産業省の力はやっぱり現場力だと思つたので、現場とうまく連携して情報を吸い上げ、政策を作つていただきたいと思つた。

以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木陽悦君 毎回オースでございしますが、今日は初めて三番手ということで、たまにはこういう変則もいいのかなと思つています。ただ、余り余計なことを言つてしまうとすぐ時間がなくなつてしまいますので、今日は中小企業信用保険法改正案について質問をさせていただきます。

今、企業倒産が新たな段階に入つてきているというふうに、経済紙などでは去年辺りから盛んに報じております。二〇〇五年の春を転機といたしまして、倒産件数が底を打つてから流れが変わりまして、倒産件数のベースラインが増加基調になつてきている。倒産の内容、質も変化しております。いわゆるバブル型から構造不況型への移行に続く新たな形の景気回復、企業活動の活発化に伴う好況型の倒産、これが目立つようになつてきているということなんです。新たな設備投資とか資金調達で積極的な事業展開を図つたものの資金難から倒産するケース、これが小さい規模ながら都市部を中心に多く見られて、こうした倒産の予備軍も数多く点在しているというふうに伝えられております。大手と中小零細、小規模事業者、中央と地方の二極化の進行が懸念されています。政府はこの間、私も委員会でも何回も申し上げましたが、様々な中小企業の支援策を打ち出していますが、こうした不安材料を払拭する効果とい

うのはなかなか上がつてこないというのが現状じゃないかと思つています。

そこで、今回の中小企業信用保険法一部改正案は、様々な中小企業政策の中でどのように位置付けられるのか、二極化の進行に歯止めが掛かるのかどうか、ちよつと全体的な話ですが、中小企業庁の考えを伺いたいと思つています。

○政府参考人（加藤文彦君） お答えいたします。全国五十二の信用保証協会を通じて中小企業向けに提供される信用保証でございますが、中小企業の金融の円滑化に大きく貢献してまいりました。先生のお話の中小企業向けの全金融機関の貸出し残高、十七年度末、二百五十五兆ござい

ますが、そのうちの二十九兆を保証しているところまで来ております。

現在、御審議いただいております中小企業信用保険法の改正法案でございますが、流動資産担保保険及び事業再生保険の創設を内容とするものでございます。

流動資産担保保険は、不動産担保に過度に依存しない融資を推進するために、これまでの売掛金債権の担保保険を改めまして、新たに棚卸資産、いわゆる在庫でございますが、これを追加するものでございます。中小企業全体として保有する土地八十六兆円に對しまして、売掛債権九十一兆円、在庫は四十七兆円でございます。これらの在庫も活用することによって、例えば、先生今お話がありましたけど、保有不動産はもうすべて担保に供しているけれどもさらに経営革新や新事業開拓のため前向きな資金需要がある中小企業、あるいは日々の事業の資金繰り、運転資金が必要な中小企業といった様々な中小企業の方々の資金調達の円滑化に貢献できるというふうに思つております。

また、事業再生保険でございますが、こちらは経営の悪化により法的整理に入つて民間金融機関を利用しにくい中小企業の再生を資金面から支援するものでございます。

中小企業の資金調達の円滑化は、中小企業施策の中でも極めて重要な政策課題でございます。中小企業庁として全力を挙げて取り組んでまいります。

○鈴木陽悦君 次長の力の入ったところはよく分かりましたけれども、資金調達の枠が広がるといふのは中小企業にとっては大変歓迎されることと思つています。ただ、先週も北海道を視察いたしました。元氣のある企業はもつと元氣になるような、そういった支援になると、青息吐息のところはちよつと落ち込んでしまふ、それがちよつと懸念されるところなんです。全般的な目配りというのも是非お願いしたいと思つています。

ちよつと細かい話ですが、在庫とか売掛債権等を活用した、今日お話しも出ていますが、金融手法でありますこのABL、流動資産担保融資、これが二〇〇五年から各方面で始まつておりますが、実際に流動資産を担保とした資金調達というのは、いろんなサンプル出てきますが、私の秋田県でも養豚業、これは桃豚という豚なんです。この融資が紹介されております。二億円ですね。また、数的にはそれほど多くないのが実情ではないかと思つたのですが、いろいろと調べてみると、金融機関がちよつと二の足踏んでいる部分も見えます。企業も、経産省のアンケート調査によりまして、ちよつと抵抗感がいろいろあるという項目載つていましたけれども、これらもちよつと気になるところなんです。

そこで、まず、このABL、これまでの実績に基づいてどのように分析評価されているのか、これ大事な、それこそプラン・ドゥ・チェックじゃありませんが、大事な部分だと思つたので、これを伺いたい。また、ABLが今回の法案にどのように反映されているのか、この辺についてもお答えください。

○政府参考人（加藤文彦君） お答えいたします。先生御指摘のとおり、平成十三年十二月に売掛金債権担保保証制度を創設いたしました。これまでの融資実行額の累計でございますが、ちよつと五年たった十八年の十二月末現在で一兆一千億円

を超えておりまして、そういう意味では、着実に実績を上げてきたものと考えております。

他方、在庫担保融資でございますが、御指摘の商工中金が幾つかの先駆的な取組をしておりますけれども、民間銀行においてはまだまだ十分な対応がなされていないという状況でございます。今般の流動資産担保保証制度を創設することによりまして、売掛金債権、それから在庫を担保とした融資を積極的に推進してまいりたいと思つています。

その際、先生御指摘ございましたけれども、在庫の管理をいかにフォローしていくか、あるいは在庫の価値の評価、掛け目をどういふふうに見込んでいくか、さらには、風評被害を招く懸念などをどうやって払拭していくかということで、今後の普及のために解決しなくてはならない課題も多数存在していると思つています。こういう点につきまして、保証協会を通じて周知徹底あるいは商工会、商工会議所など中小企業団体にも制度の普及を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○鈴木陽悦君 先ほどからお話出ていますが、ABLへの期待度というのは非常に高いと思うんですけども、普及という点ではまだまだいろいろな面で手当てが足りないのかなという感じもしております。ちよつと分かりづらい面もあるんじゃないかなという感じもいたします。

なお、今回の法案改正では、売掛債権、それから在庫を担保とするのに、経済産業省のテキストの定義によりますと、流動資産に限定しない例、機械設備のような固定資産も想定しているというふうにテキストに載つております。今年の夏、六月、七月めどということですが、間もなくABL協会を立ち上げてその調整を図るというふうにしていくということなんです。制度を支えるインフラの整備をきちつとしていかなくてはならないか、普及といいますが、かなり浸透していくにはおぼつかないと考えますが、その辺についての取組というのはどうお考えでしょうか。

○政府参考人（立岡恒良君） お答えいたします。

ABL普及に向けての一つのインフラといったしましては対抗要件制度があるかと思ひます。これは平成十七年に動産債権譲渡登記特例法という形で制定を見ました。御案内でございませう。これで、債権や動産を担保に取った場合にその担保権を主張できるという制度ができたわけでございませうけれども、ただ、将来を見据えて、更なる普及というのを考えますと、やはり動産の場合にはどうしても、不動産と違ひまして内容が多種多様でございませうので、正に、先ほど来御審議ございませうように、そういった担保の価値をどう評価する手法の問題あるいはノウハウの問題、人材の問題がございませう。

したがひまして、御指摘ございましたように、来月を目途に今協会をつくらうと思つておりまして、その中では、銀行でございませうとか、証券あるいは評価会社、正に市場においてそういう業務を実際に担うプレーヤーの方たちに、今言つたような課題を御議論いただこうと思つております。そこで、今のような課題をクリアしていく中で、更なる環境整備を進めていきたいというふうに考えてございませう。

○鈴木陽悦君 今のお答えで、まだちよつと漠然とした部分が多いのかなという感じがいたします。

本来的には、協会を立ち上げてしっかりした体制を整えて、それからの法改正というのは、これは物の順序じゃないかなと私勝手に思つていませうけれども、外堀から埋めて内堀行つて、それからお城を建てると、これが順序かと思うんですが、今回は、いずれにせよ中小企業の資金調達の道が広がる、スピードも必要と思ひますが、この点では歓迎するんですが、チェックに対してはやっぱり随時行つて、使い勝手のいい方向というのを是非打ち出していかなくてはいいかと思つております。

アメリカではABLの普及に三十年もの時間を費やしたということなんです。それを考えれば、先ほど申し上げましたが、じっくり取り組むのも

いいかと思ひますが、現実的には中小企業環境がかなり厳しくなつておりますので、的確な対応と実績の積み重ね、これが必要と理解しております。

最後に、事業再生保険を含めた大臣の中小企業政策に対する御決意を伺えればと思つております。

○国務大臣(甘利明君) ABLにつきまして言ひますと、商工中金が先行でやっていると。ただ、民間はまだノウハウもないリスクも高いし、恐る恐るですから、なかなか踏み出してくれないと。そこで、保険でカバーをしてリスクを取りやすいようにするというところで後押しをしたいということなんです。

ただ、御心配のように、二つの問題をきちんとしなきゃならない。一つは、いよいよそこまであの企業は行つちやつたのと、商売物まで手を出したというふうなことになるかという風評被害。もう一つは、一体あまたある動産をどうやって評価するんですかと。古物、骨とうからワインから豚まで全部評価できる人なんかいるんですかと。しかも、ワインであれば、同じロマネコンティでも、年数ではこんなに違ひし、保管状態がちゃんとしているのか、置いておいたところによつて開けてみたら駄目だったということもありませうから、動産をどうきちんとみんな評価できるのかと。このノウハウにやつぱり確かに時間がかかるし、こういう融資方法は健全な方法の中の一つの手法ですよということが定着するには、先生おっしゃる通りに、アメリカ三十年掛かつたよと。おっしゃる通りに、日本も三年や五年掛かなかなかうまくいかぬと思ひます。

ですから、政府系が先行して民間が後追いするように保険制度をしつかりとつくつていく、あわせて、協会をつくつて評価の定着をさせていくと。そして、全体を通じて信用度を高めて、これは企業の資金調達の選択肢の一つなんですということ定着をさせていくという総合的な努力が必要だと思つております。

○鈴木陽悦君 今、不安の部分がちよつと出ましたけれども、いわゆる風評被害というものですね。やつぱりそういうのは非常に懸念があると思ひますけれども、この協会がいろんな形で機能してくれることを是非願ひたいと思ひますし、協会自体もまだスタートしておりませんので、いろんな形で、様々な角度からの目線、正にこの法案では、流動資産担保の創設についても再チャレンジという言葉が盛り込まれておりますし、事業再生保険の創設も再チャレンジという文言が載つておりますので、是非その再チャレンジにつながるような政策になつてほしいと思ひます。

最近のある経済紙によりますと、新政権は再チャレンジ、セーフティネットの充実を掲げてはいるものの、これらは本来、経済政策ではなく社会政策の色彩が濃いものである、確実な経済成長を維持するには、結局は高度成長を牽引する一部の勝ち組が優先される面が否めず、企業間格差の拡大は避けられないだろうという懸念もちよつとされておりますので、これにならない、この懸念を払拭できるような形で今回の施策が効果を発揮するよう祈りまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(伊達忠一君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(伊達忠一君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告申し上げます。本日、倉田寛之君が委員を辞任され、その補欠として山本順三君が選任されました。

○委員長(伊達忠一君) 休憩前に引き続き、二案の質疑を行います。

○松村祥史君 自由民主党の松村祥史でございます。午前中の議論に引き続きまして、質問に立たせていただきます。

午前中も活発な議論がございました。私も聞いておりました。数年前までは経営者でございましてから、商工中金には大変助けをいただいたと思ひがございませう。その商工中金が民営化ということでございませうが、昨年の行革法から、今回、中小企業の政策金融というのは国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、そしてこの商工中金、この三つというのは大変私どもにとりまして借手手るときには頼りになるパートナーであつたと思つております。

今回、二つの銀行は引き続き政策金融をやつていただく、商工中金は民営化ということでございませうけれども、私もこの民営化に当たりまして現場を歩いてまいりました。借り手の皆さん、出資者の皆さんといういろいろとミートングをやつたところでございますが、やはり一番心配していらつしやるのは、完全民営化をやつて単なる銀行になるようであれば、大臣も午前中におっしゃつたように、信用度を落として出資が引くよと、七十年かけて一千億の出資者を募つてきた経緯があるよと、こんなお話を聞きまして、やはり慎重にやるべきであるというふうにして思つております。

また、政策金融の役割というのは、これはもう大臣に釈明に説法でございませうけれども、午前中もおっしゃいました、雨の日に傘を貸すのが政策金融の役割であるよと。それが完全民営化して、業態として、業として単なる利益追求の会社になつてしまへば、これはもう出資者の方々、信用度も落とし、その業が成り立たないんじゃないかなという不安がございませう。

私は、今日は借り手ということではなく法の審査の中で、確かに民営化ではございませうけれども、我が国においては中小企業をやつぱり育ててきた商工中金でございませう。今後も中小企業に特化したオンリーワン金融機関であつてもいいと、

このように思っております。そのためにはやはり法的措置やいろんな措置をとっていかねばならないと、このように思っておりますが、午前中にも大臣には再三このことはお尋ねがございましたけれども、改めて今後、商工中金をどんな位置付けに置いてつくっていくのか、御見解をお尋ねをしたいと思っております。

○国務大臣(甘利明君) 松村先生は、全国の中小企業者の声を代弁して国会にお出になつていらっしゃる、そういう立場の方でおられますから、中小企業政策にとつて何が重要か、そして商工中金のどういった利点が中小企業政策を支えてきたかよく御存じだと思っておりますし、かつては借りる側から見た商工中金、そして今や政策を議論する側から見た商工中金、両方から商工中金のあるべき、あらまほしき姿ということについてしっかりとビジョンをお持ちだということに承知をいたしております。

私が資源外交で中東を回りましたときに、向この国は、脱資源といいますが、資源に依存しない国づくりで産業政策を求めてきております。ですから、そういう意味で産業政策と資源外交がタイアップでできたんですけれども、そのときに彼らが一樣に言うのは、トヨタ自動車にお願いしてばつと工場造ればいいじゃない、大臣、すぐやつてよ、あるいは松下電器に頼んでばつと持つてくりにいいじゃないと、そういう感じが往々にしてありました。

私から、失礼ながら、一つの大企業が競争力を持つていくためにサポーターディングインダストリーとしての中小企業がどのくらい必要か、日本の場合、御存じですかと聞きました。そうしましたら、大企業と中小企業の比率ですが、まあ二対八ぐらいですかね、十のうちの二割が大企業、八割が中小企業ですかと、そういうことを産業政策担当大臣が私に言ってきたので、とんでもないです、比率でいいですと大企業一社に三百社の中小企業がある、つまり、それだけのサポーターディングインダストリー群がそろっていないと大企業は競

争力を発揮できないんですよ、それくらい中小企業というのは大事で、それくらいしっかりとそろっていないと、トヨタや日産や松下をばんと持つてきたから産業・雇用政策がうまくいきますと、そんな簡単な話じゃありませんという話をしたのであります。

日本の強みは、何といつてもやっぱり中小企業がつかりとした技術力を持って、あるいはたくみの技を持って、そして大企業とのタイアップをする、あるいはもちろん中小企業自身での世界企業もありまされども、そういう中小企業の力が日本の経済の力の源であるということを痛感しておりますし、また、そのことを海外に行つてもPRしているのであります。

その中小企業にとつて、意欲はあるし技術はあるし経営ビジョンもあると。しかし、弱いところが幾つかあつて、そこが、その一つが資金調達力、そういう意味での調達に対する信用力というものが大企業に劣後していると、それをどう補完するかというのが政府系金融機関であり政策金融である。

そこを民営化をしていくわけでありまされども、その中小企業を、日本の力の源泉の中小企業をしつかりと支えていく機能をなくして民営化するのであるならば、正にやらない方がいいということでありまされども、その点をしっかりと見極めながらこの法案を製作したつもりでありますし、商中のすばらしさというのは、正に目利き能力、融資をする際に、その将来性とか可能性とかその意欲とか能力、経営者の能力、そういうのを見抜いて、見込みがある、今応援していけばかなり大化けしていくぞというのを見抜く能力が大切なのであります。雨が降っているときにちゃんと傘を差し出すと。もちろん、無駄に傘を出して、元々やる気もビジョンも何もないところに出せというのではなくて、そういうところを見抜いて傘を差し出すと、その能力をしつかり磨きをかけて民営化をし、更に自由度を深めて、ベンチャーキャピタルのようなものもつくって、別な手法で

更に応援ができるという能力も付けようということとで今回の法案を提案させていただいたわけでございます。

○松村祥史君 やはり大臣におかれましては、中小企業のスペシャリストでありますから、十二分な御理解をいただいているものと今理解をしたところでございます。

民営化に向けては、今回、助走期間を設けてあるわけですが、その間に準備金、特別準備金と称して政府の出資の方を確保してございます。やはりこれは、いきなり、じゃ、あしたから民営化だよといってやるものでもございませぬし、この準備金の在り方が大変重要になつてくると思ひます。

平成二十年の十月の株式会社の際に設置される特別準備金の決定に当たつては、やはり出資をしている中小企業の意見も十分に聴いていただいで、やはりその機能が十二分にやつぱり発揮できるような状態を考へていただきたいと思つておりますけれども、経済産業省及び、今日は財務省から椎名政務官においでをいただいております。両省にお尋ねをしたいと思ひます。

○政府参考人(石毛博行君) お答え申し上げます。

午前中でも議論たくさんあつたわけですが、特別準備金は商工中金の財務基盤を強化するための非常に重要な要素でございます。御案内のとおり、中小企業団体、それからその構成員に対する円滑な金融機能、そういうものをきちつと維持しなくてはいいけないと、そういう観点から設けられるものというふうな承知をしております。

こうした性格でございますから、特別準備金の金額を算定する評価委員、そういうものにも民間出資者である中小企業団体等の立場を代表する方、そういう方に参加いただいて、そういう中小企業の意見を反映するということは非常に重要であるというふうな考えております。

この準備金の金額でございますけれども、評価委員会の意見を聴いた上で最終的には主務大臣が

決定するものになるものでございますけれども、その際には、中小企業金融の機能を維持して円滑な資金供給ができるように、そういうものを十分踏まえてその必要な額を決めていくべきであるというふうな考えているところでございます。

○大臣政務官(椎名一保君) ただいまの甘利経産大臣、中小企業庁長官の御答弁に尽きるわけでございますけれども、松村議員が全国くまなく回られて、中小企業の経営者の皆さん、そしてまたそこで生きる人々の皆様方の御懸念の声、それを御指摘なさっているものと、財務省としても強く受け止めていただくと所存でございます。

民営化後も経済基盤がきちつとしていなければ円滑な金融機能が発揮できないわけでございますし、この特別準備金の重要性というものは十分に財務省としても認識しておるところでございます。

以上でございます。

○松村祥史君 ありがとうございます。

椎名政務官までおいでをいただいて、財務省もしつかりとした認識を持っていたらいいというところを理をいたしました。

ただ、今回、本法案では、完全民営化までの移行期においては特別準備金の取扱いが規定してございますけれども、民営化後については十分な議論が今後あるのかと思ひます。しかしながら、冒頭申し上げましたように、信用度を落とすようなことがあつてはならないし、やはりバランスが必要である。私は、ビジネスモデルがでさうがつていくまでは完全民営化後もしつかりとした確保が必要だと思つておりますが、このことについての見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(渡辺博道君) ただいまの委員御指摘のとおり、移行期においては、現在、自己資本の充実の状況等の財務状況の健全性が確保するに至つたと認められる場合に限りということで、商工中金が自主的に国庫納付できるといふような規定がされております。

その後の完全民営化後の特別準備金につきまし

ては、移行期の商工中金の財務状況等を踏まえましてその必要性を判断してまいりますが、必要性があると判断された場合には、特別準備金を有効に活用できるように必要な措置を講じてまいりたいと思っております。

○松村祥史君 ありがとうございます。

その必要性については十二分に御理解をいただいておられることとございますので、出資者の方も安心をされていると思いますが、引き続きやはり議論の対象であるということには間違いないかなと思っております。

また、次にお尋ねしたいのが、株式の処分についてでございますが、これについては、平成二十年十月の株式会社化後五年から七年を目途に、そのすべてを処分をするというような話になっております。

この完全民営化後、やはりその機能がしっかりと維持されることが大前提というふうに私は思っておりますが、この株式の処分が、もうでき上がったからすぐ処分をしないなんていう議論にもなりかねないんじゃないかなというのを心配をしております。そして、なおかつ、この株主の方というのは、今回限定をされまして、構成員またその団体という位置付けがあるわけですから、ここはやはり中小企業であるわけですから、資金力にも十二分な配慮が必要であると思えます。

この株式の処分について、今後どのような見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(石毛博行君) お答え申し上げます。

商工中金に係ります政府保有の株式でございますけれども、市場の動向を踏まえながら、その売却によりまして政府保有の株式を縮減していくということ、最終的に商工中金の株式会社化のおおむね五年後から七年後をめどとしてその全部を最終的に処分すると、そういうスケジュールになっております。先生御指摘のとおりでございます。

その処分に当たっては、午前中も多少議論

ございましたけれども、今御指摘のとおり、その株式の売却先を確保する必要があるわけでございますから、その株式となる者が中小企業団体あるいはその構成員ということでございますので、その資金余力が本当にどういうふうになっているのかというのをしっかりと把握をして、そういう資金余力に配慮する必要があるというふうに思っております。

それから、加えて、もう一方の観点でございますけれども、この株式は国民の貴重な財産でございますから、そういうものを毀損させることがないように、商工中金の株式の価値の最大化にも配慮する必要があるというふうに考えております。したがって、政府保有の株式の処分につきましては、この両方の要請をバランスを図りながら、市場の動向をよく見極めながら、実務者の意見などもよく聞いて、商工中金の中小企業向け金融機能が損なわれることのないように進めていくという考えでございます。

なお、その具体的な株式の処分方法については、午前中もちょっと申し上げましたけれども、その価格を設定する際に、参加者を限定した一般競争入札を行って、そういう中で入札結果を参考に価格を決めて、その上で売却する方法、あるいは株式等評価委員会のような第三者組織でその価格を決めてもらって、そういうところをベースにしてその中小企業に直接売却すると、そういうような方法があるかというふうに思っているところでございます。いずれにしても、そういう株式の処分が円滑に行われるように対応していきたいというふうに考えております。

○松村祥史君 今のようなお話はまだまだ出資者の方々に伝わっておりません。これが売却されたときに、第三者に渡るんじゃないか、外資系に渡るんじゃないか、そうなるのと我々の出資は。単なる評価だけではなくて、やはり七十年掛けて出資を募ってつくってきた我々の金融パートナーなんだという非常にその誇りもございまして、そういったものを是非、今後広く出資者の方々である

とか、こういう方向で進みますよという情報伝達をしつかりやっていただくようお願いをしたいと思っております。

次に、その機能についてお伺いをしたいと思います。商工中金は特に貸し渋りや貸しはがしの際にその威力を発揮していただいたと思っております。また、災害時なんか大変その中小企業には安定で、かつ迅速に対応していただいた。これが今後もしっかりと維持していただきたい。中小企業にとつてこれが民営化になることで不利になつてはならないと、このように思っております。こういった点を政府としては今後どのようにとらえていらっしゃるのか、まず一点お尋ねをしたい。

それから、商工中金が今後、冒頭、大臣にお尋ねをいたしましたけれども、中小企業のパートナーとして、民営化を踏まえつつも、しっかりとその役割を果たしていく、こういう理解をさせていただきましてけれども、本法案においては民営化に当たって株主資格の制限を設けてございまして、この措置を講ずることとしっかりとそのことを守っていくというふうな理解をしております。この完全民営化後もこのことは確実にやはり守られていくべきだろうと。

ですから、単なる措置だけではなく、今後、法的枠組み、こういったこともしっかりと規定をして、我が国特有の中小企業を育てるための銀行なんだと、こういったものをやはりつくっていく、今の時代だから必要があるんじゃないかなと、このように思っておりますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(甘利明君) 御指摘のとおり、商工中金は正に中小企業のための金融機関であります。そのためのというのは、単に融資をするというだけではなくて、中小企業を育ててきたノウハウを持つていて、これが極めて大事でありまして、ノウハウと融資が一緒に中小企業に入っていく、だからこそ日本の中小企業の優秀性が評価されていると。この機能を失つてはいけないということ

で、オーナーたる株主の資格の制限、それから貸し先についても中小企業ということで、それをしてしっかりと担保をしていかなければならない。

この法案が策定される議論の経緯の中には、定款で決めているいいじゃないかという話も確かにあります。ですから、趣旨をちゃんと恒久的に維持するための措置は法的にしつかり固めていかなきゃいけないんだということに至つたわけでありまして、完全民営化の際には手当てすることはちゃんと手当てをする。それは、財務基盤の確立であるとかあるいは商工債の発行についてきちんとできる。というのは、フルバンキング機能は持つていきますけれども、預金といった今九十九店舗しか支店はないです、全部預金機能だけで賄えというのはなかなか大変だと思います。中小企業という貸出先も限定してくるわけでありまして、有利でいいところにとんどんどん貸していつっちゃうということじゃないですか。

言つてみれば、そこでは苦勞もしながら頑張るわけでありまして、そういう低利で調達する機能もちゃんと付与してあげないといけないというふうな思っております。あわせて危機対応体制、今もそうでありまして、民営化後も政府系金融機関と並んで危機対応を依頼される対象になつていくわけでありまして、その際にも支障がないような体制整備をしていかなきゃいけないと。

それらもろろ全部合わせて、この七十年培ってきたノウハウが生きるようなしつかりとした体制を民営化の移行期間、そして完全民営化後も間違いなかつたと言われるようにしていくつもりであります。

○松村祥史君 大臣自らの御答弁、ありがとうございます。

次に、最後の質問になるんですけど、時間的に、A B Lについてお尋ねをしたいと思っております。

午前中も同僚議員からございました。現場を回りますと、このお話をしますと大変喜んでおられ

ます。棚卸資産、これが担保となるのか、ようやくそういうふうになったかと。私の地元で大変恐縮でございますが、私の地元は焼酎のメッカでございます。米で作ります。球磨焼酎でございます。これを作る方々が、この今の厳しい時代の中にあって自分の棚卸資産を担保にできる、これはもう非常に有り難いと、よくぞやってくれたというように評価もいただいております。私はこれは大変高く評価できる一つであると。

これを今後広めていかなければならないんですが、経産省においては、これは今後どういった普及活動をやっていくか、おつもりなのか、まずお伺いをしたい点と、それから金融庁、これは結局、信用保険法を定めることで商工中金が民営化、その役割をトップリーダーとしてやっていただく、そのことによって民間が連動して、これが当たり前の企業文化をつくっていただくことが一番大事である、こう思っておりますけれども、今日は、金融庁からも田村政務官、おいでをいただいておりますので、民間に対しては、民間金融機関に対してどういった理念を持ちながら広げていくのかと、今後の展開、お聞かせをいただければ有り難いと思います。

○政府参考人(石毛博行君) お答え申し上げます。

このABLについては午前中もいろいろ御議論ありましたので、基本的なところについては重複を省きまして御説明したいと思っておりますが、御案内のとおり、不動産担保に過度に依存する体制はまずいということで導入されているわけでございまして、資産の金額を申し上げますと、売掛債権については九十一兆円、在庫は四十七兆円、そういうものを中小企業は資産として持っている。不動産については八十六兆円、それを上回る金額の資産を中小企業全体では持っているということですから、それを活用した融資というものをやろうというのがこの思想でございます。

今回、こういう形で信用保険法の改正ということで提出をしているわけでございますけれども、

こういう形で法律が通った暁には、先ほど来ちよつと御議論ありましたけれども、その制度の内容を広く普及すると。その普及に当たっては、私も、一つの組織を設立することを考えております。この六月を目途にABL協会、アセット・ベースト・レンディングの協会を設立するということが準備をしております。

この協会では、在庫を含めた動産の評価、管理、そういうものに関する評価書といったようなものの様式を統一しなくてはならないと、そういった点。それから、評価手法も標準化する必要があるだろうと。それから、評価専門家の育成というものも必要になってくるだろうと。それから、担保とされた動産がスムーズにマーケットで評価されていかなきゃいけない、そういう点もある。それから、そういう今までのような動産・債権担保融資のその実績データとか、そういうものを全部蓄えていく必要があるだろうと。そういう協会の一つの中心的な機能として、広く中小企業者にこういう考え方が行き渡って、こういうものが導入された暁にはそういうものの金融が円滑に進むように、そういうふうにしていきたいというふうに考えております。

○大臣政務官(田村耕太郎君) 先生がおっしゃるとおりです。民間企業にしっかりとやっていただきたい。

金融庁の方は、今回の政権から再チャレンジ政策の一翼も担うようになったわけですね。再チャレンジ政策の一環として、担保や保証に頼らない融資、これ総理自らこれを普及していこうとおっしゃっています。金融庁もしっかりとリレーアクションして、地域密着型金融の中で進めていきますし、先生がおっしゃられたように、焼酎だけじゃなくて、この前、進んでいる事例として沖縄県の方を見に行ったんですけれど、沖縄では泡盛の古酒ですね、クースーと言わらしいんですけど、あれを担保にした融資が出ていまして、あれ古いほど価値が上がるそうですね。在庫が、長く寝ているほどその価値が上がるという珍しい事例

なんですけど、そういうのも出ていまして、そういうのをどんどん広めていくようなこともやっていきたいと思っておりますので、しっかりと民間に広めていただきたい、そのための支援はしっかりとしていきたいと思っております。

○松村祥史君 中企庁におかれては、是非そういったものを毎年公表をして、ABL協会ができたこととでどれだけ普及ができたんだと。こういったものが当たり前にありますと、今一番必要なのは、中小企業にとりましては、販路拡大でもなく、やはり金融対策であると私は思っております。このことがしっかりとできれば、地域経済の担い手の中小企業は、これから我が国が成長を遂げていく中で追従ができる形ができると思っています。そのために、民間金融というのはやはり民業ですから、政府がどれだけ指導をしたり、トップランナーをつくっていくかということをやることによって変わってまいります。是非、我が国の金融文化として、こういったものが早く早く対応できるように御指導いただきたいと思っております。お忙しい中に、田村政務官おいでいただきましてありがとうございます。

二分ほど残りしましたが、商工中金が今後民営化を経ながら、あくまでも我が国独特の中小企業の金融パートナーたる金融機関に育っていくことを期待しまして、またそのことをしっかりと政治の中でも見極めていくべきだと強くお誓い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(伊達忠一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日までに、尾立源幸君が委員を辞任され、その補欠として広田一君が選任をされました。

○魚住汎英君 自由民主党、魚住汎英です。

午前中からそれぞれの先生方から素晴らしい御意見がありまして、大変重複する分野もあるかと思っておりますけれども、また大体聞きたいことはほと

んど意見交換ができたようでありまして、まず大臣に一つお尋ねしたいんですが、こういうような形になったものをずっと振り返ってみると、この行政改革推進本部専門調査委員会などというこのメンバーでありますとか、また行政減量・効率化有識者会議有識者名簿と、こういうものを見てみたときに、またその方々がそれぞれの会議で、例えば後で申し上げましたこの有識者名簿に載った方々の会議、こういう会議のいわゆる論旨を振り返ってみますと、もう最初に民間金融に返せばよ、公的金融機関なんというものがあると自体が後進国家であると言わなければならない議論が最初からずっと路線として敷かれておった。

時あたかも、いわゆる改革は世の神の声である、何でもかんでも改革であればこれはもういいんだと、こういうことの下に、今、日時がたつて、ああ、しもうた、これ何でこんなこととしてしもうたんだろかと思うのが幾つかあると思うんですが、その辺の、たつた二、三年の来し方を振り返ってみて、我々が、これはもう我々も参加者ですから同罪なんですから、これは間違っていた方向へ行つたんじゃないかなと、こう思うことがたくさんあるんですが、大臣、考え、いかがでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 有識者の方は知識も経験もすばらしい方が集まっておりますので有識者と呼ばれるのでありまして、そう期待をし、信じているところであります。確かにおっしゃる通りに、私も党にいましてこの議論をしましたときに、時々かなり極端な論議を展開する有識者の方もいらつしやるなという思いは持ったことは事実であります。しかし、いろいろそれに対して反論をし、中身が修正をされ、押し合い、合、結局、いいところを生かしてこれから伸ばしていくという形に落ち着いて今回の案件はようやく来たのかなという気がいたしました。そういう点では私は自信を持って答弁をさせていただきます。

ただ、いずれにいたしましても、一番最初に出る原案がもう完璧な案であるかどうかと、その法案になるまでの経緯です。そこにはいろいろな経緯があつて議論があり、そして国会の中でも懸念が議論をされて、大臣答弁としてしっかりと補完をし、あるいは附帯決議としてこういう点がしっかりと守られるようにという決議をいただく、そういうものを通じてあらまほしき姿になる、よりのなつていくといふことだと思います。そういう点では、本日も大変すばらしい御指摘、御意見をいただいておりますし、そういうことにきちんと答えられるようにということで答弁もさせていただいておりますし、これは、その答弁はその後の具体的な民営化に向けてのガイドラインといえますが、拘束力に当然なつていくわけでありまして、あるいは附帯決議が付けばそれに沿つて政府は取り組みなければならぬわけでありまして。そうした各般の御議論をいただいて本来目指す姿が実現をしていくというふうに思っております。

○魚住汎英君　もう大臣は中小企業の本場に造詣の深い方でありまして、私どももその後ろ姿を見て今日まで御一緒させていただいたと、この自負しておりますが、この委員さんの方の名簿を見てもみますと、もうほとんどの方が中小企業と関係のない人ばかりなんです。これはどっちにいたしましたも関係のない人たち。例えばの話ですが、新聞社の論説委員長さんであったり、大学の先生であったり、大手の企業の方であったり、弁護士さんであったり、大学の先生がほとんどなんですけれども、使う側の立場に立つたいわゆる委員の言葉というのは一切ないんです。

ですから、今度は商工中金の話、また中小企業信用保険法におけるこの法の改正が議題でありますけれども、今、松村先生からも、午前中は藤末先生からも、また鈴木先生からもそれぞれ御意見がありましたように、今みんなが、なぜ今どこにこういうことなんだと、今までで十分であったではないかと、こういうのが偽らざる国民の、利用者側からの気持ちであろうと思うわけです。果た

してきた効用等については今、松村君がいろいろ申し上げたとおりで、私どももその団体の長としていろいろと皆さん方にお助けをいただき、いろいろと相談をしながら、より良き組織として、片一方では育ててきた者の一人であるわけです。

そういうようなことからしていつて、これを完全民営化と、何でも完全民営化ありきと、こういうような話になると、今はいいんです、まだ民営化前ですから。完全民営化になったときに、あと五年たちました、はい、じゃ完全民営化になりました。そのときの現場の状況、対国民、対ユーザーとのいわゆるやり取りというのはどういふことになるかといふことを想像をしてみると、まず、銀行同士です。生き残つていかなきゃなりません。民間金融機関といふことになると、当然、ほかの金融機関とも金利競争、サービス競争始めその他のいろいろな競争を勝ち抜かないことにはこの存在が危うくなつてしまふということが一点であります。

そこに至らないようにということで、諸般の御配慮をいただくといふのは午前中の答弁でお聞かせをいただいたんで、それは心を強くしておるわけでありまして、逆の現象ができて、これはもう当てにならぬと。昔の官業とちつとも変わらぬような形になつて、昔の方がよっぽど良かった。これはもう民間で競争するといふのは同等な形になつてきたんであつたら我々のニーズに合わない、こういうようなことになりやしないかといふ心配が一杯あります。

そこで、まず貸出金利を始めとする運営の基本になるものはどういふお考えなのかといふことを、これはもう是非中小企業庁長官に聞いておきたいと思つてますが、そのシミュレーションされたことありますか。それで、五年先、ほかの銀行と競争するに当たつての商工中金が勝ち残り得るその必須条件といふのは何なんだと、このお考えですか、どうお考えですか。その辺のところを詳しく聞かしてください。これは私があなたにお尋ねをするのと同様に、国民は同じようなことを思

うておるんですよ。どうぞひとつお聞かせいたいただきたい。

そして、組織としてそれが消滅するようなことになつたとしたならば、この行革審で議論をされたことがこれは正に一日も早く公的資金なんといふのはなくなつた方がいいじゃないかという論旨にびつたり合うような形になつてしまひやしないかと、こういうことであります。

仮に今、予算見てください、それじゃ、一つの例として。中小企業の予算といふのは幾らですか。これは知れたものです。パーセントにしたから一％台ではない。じゃ、それに加えることとてこういうようないろいろの施策をもつてバランスを取つておるといふ過去の事例からしてそうであつたわけですね。これはみんなのいわゆる先輩たちから今日に至るまで皆さん方の知恵なんですね。ですから、それを長々と言おうといふんじゃないんです。

しかしながら、何か言われると、中小企業は日本の国を支えております。九・九％は中小企業です、こう言ひながら、おまえらだけで実際の話は自由でせいと、おれたちは、もうおまえたちが失敗したことだつたら何も知りやせぬぞと、こういう話で来たではないですか。

そういうときに、我々がわらうとするが、そういう公的政策金融機関といふものがなくなつてしまふ、ああ、五年後にはなくなつてしまわぬようにといふ心配の下に、みんながどう考えておるんだか、五年先はどういふシミュレーションをしておるのかといふことをお聞かせをいただいております。なと思ひます。

○政府参考人(石毛博行君)　お答え申し上げます。

今委員から、五年後、七年後、完全民営化といふことで商工中金は計画をされていふのであるけれども、そのとき一体どういふ姿になつていふんだらうかと、金利その他、民間金融機関と競争できるような状態に本になつていふんだらうかと、それから、中小企業金融機関としての機能を十分

果たし得るだらうか、そういう御指摘があつたわけでございます。

私ども、商工中金は次のようなことから民間金融機関と十分競争をしていけると、そういう、何といひますか、能力、機能、そういうものを持つていふといふふうに思つております。

まず第一に、商工中金はほかの政策金融機関、国民金融公庫、中小企業金融公庫、これは今回、日本政策金融公庫といふことで引き続き国の資本が一〇〇％入る金融機関として政策金融機関と存続するわけでございますけれども、商工中金は、御案内のとおり、今の時点におきましても七十年の年月を掛けて民間の出資が一十億、政府出資四千億といふことで、民間の出資者をそういうふうに移して、言つてみれば民間の出資者の考え方、経営のセンス、そういうものを今の時点でもしっかりとそういう融資業務の中に取り込んでいけるといふふうに考えております。

加えまして、商工中金の実際の融資の活動をいろいろ見てみますと、例えば動産担保の融資の制度、今回のA・B・Lの信用保証制度の基になるようなそういう考え方、そういうことについては先駆的に取り組んできている。あるいは、知的財産を担保とした融資制度、そういうものにも取り組んできている。それから、今中小企業においては事業の再生といふのが非常に重要なポイントになつていふわけでございまして、こういうものについていふわけでございまして、D・I・P・ファイナンス、経営者をそのポストに引き置き置いた形でファイナンスをしていくと。そういうような先駆的な、これは挙げればまだたくさんあるわけでございまして、けれども、そういう取組をしてきております。

それから、何よりも、これは第三点でございますけれども、先ほど来大臣もしばしば触れていふわけでございますが、融資に当たつての目利き能力、ただ単にお金を貸すというだけではなくて、経営指導、あるいは商工中金の側のいろいろな情報を企業者に提供すると、そういうような能力が非常に高いと私ども承知をしております。

こういった商工中金が従来からずっと七十年の間に培ってきた言わばDNAといえますが、そういうようなものをきちんと引き継いで、それらに加えて、先ほど来御議論ありますように、政府出資のかんりの部分を特別準備金化する、あるいは債券についても引き続きその発行が可能になるようにすると、そういう形で財務基盤の強化、さらには子会社を持つようなことができるようにする、そういうようなことによってベンチャーファンドを立ち上げることもできる。それから、預金獲得についても、従来は預金獲得について縛りがあったわけですが、そういうものを自由化すると。

そういうものも、制度的な支援、それから元々商工中金が持っているそういう能力、そういうものを合わせて、今現在、商工中金で働いている職員の方々の、あるいは経営の方々のそういう従来にも増しての経営努力、職員のいろいろな努力、そういうものによって、私は、商工中金は五年後ないし七年後の完全民営化する段階においても十分民間金融機関と競争できるようなそういう能力を得てやっていけるんじゃないかと、そういうふうにも思っておりますし、期待もしているところでございます。

○魚住汎英君 長官が言うんだからうそはなからうと思うけれども、是非ひとつしっかり議事録に書き留めておいていただいて。

僕は、五年たつたら金融情勢もがらんと変わる、これはもう国際金融を始め国内の、当然国内の金融もがらんと変わらざるを得ない。しかし、今のような形で、方向性で物事を進めていったとするならば、これはもう市場原理、競争原理の社会が今の社会で、それにはみ出す者はあとは違う施策で生きていかざるを得ない、そういう具合にしないと言わなければかりの方向性で世の中が動いていまずよ。とりわけ、この事業分野における中小零細企業というのはほとんどが今合わなくなっている。商売やっただけで何やっただけで合わないところ、貸付け条件、例えば商工中金の貸付

けの全体を見てみると、一番貸してあるのは東京なんです。それで大体二千二百億程度かな。それと、その次が大阪、これが大体一千億程度。我が熊本は大体七百億程度と、この程度じゃないかなと、こう思うんだけれども、基本的に田舎に金が回らないように回らないように、そして競争原理で民営化されていくと田舎は金利は高く取らざるを得なくなるようにと、こういう形になっていかざるを得ませんよね。民間の銀行というのは、それは地域によって企業体制違うんだから。

しかし、商工中金というのはいわゆる一律でやるわけでしょう。そうすると、当然それぞれの支店のエクスペンスというのはこれはもう当然同じでなきゃならぬ、そういう一人当たりのエクスペンスも同じでなきゃならぬ。そういうような形になつていけば、今言うたことが本当に担保されるかどうかという話になつてくると、これはなかなか難しい問題だと思ふんですが、いかがですか。

○政府参考人(石毛博行君) 今、魚住委員が御指摘になられましたように、中小企業向けの融資の地域的な、何といいますが、配分の状況でございますけれども、御参考までに申し上げますと、一般の銀行でございますけれども、そのケースで申し上げますと、東京、愛知、大阪といった地域に、全体の融資、これ、今私の手元にあるあれで申し上げますと百九十二兆円ということなんですけれども、そのうちの五〇％を超える部分がその三都府県に配分されているという状況でございます。それに対して、政策金融機関でございますけれども、私の手元には二十四兆円という形になっておりますが、この三都府県で見ますと三五・三％というところで、政策金融機関の合計、政策金融機関の方が三都府県にはより薄く、地域により厚くという形で融資をしているわけでございます。

そういう中で、恐らく魚住先生がおっしゃるのは、今までこういうふうな果たしている機能が引き続き、その完全民営化後あるいはそこに至る過

程でしつかりそういう地域にお金が回るような形で機能できるんだらうかという御疑問だと思ひますけれども、これは繰り返して申し上げますけれども、先ほどのような商工中金が従来抱えているいろいろな優れた点、それからこの制度改革に当たつての特別準備金の仕組みだとかのいろいろなバックアップによりまして、そういうことができるだけ地域の金融についても従来の機能を果たせるようにしていただければ非常に有り難いと思ひております。

もちろん、これは商工中金の中の経営のことでございますから、全国一律の貸金でやるのかどうかは、ちよつと私はそこは必ずしも今後どうなるかということとは分かりませんが今後どうなるかという競争の中で商工中金もいろいろな経営の効率化をしていくんだらうというふうにも思っている次第でございます。

○魚住汎英君 どうも正直にお答えいただいてありがとうございます。正に数字はうそをつかないんですよ。だから、今がそうだから、民営化したらどうなるかという、当然採算性ということを中心としていくわけです。

そこで、大臣、一番大事なことはそこなんです。私は、前回もここで、この席で申し上げましたけれども、とにかく投資効率の悪いところに住んでおる人間が悪いんだと、そんな田舎に住んでおる人間の方が悪いんだと、こう言わなければならぬ、そういう委員さん方が十五年にわたつて経済財政諮問会議を始めとする政府委員の中におられで、こういう方々もやはり同じような経歴の方で、恐らくここには、労組の委員長さんも中央執行委員会のお役人の方もいらつしやいます、大抵年収調べてみると二千万以上ですよ、多分。これはもう皆さん方も御存じだと思いますが、そうじゃろう。

で、そういう形で押し進めていくという結果が出てきた。こういうことは政治の方向性として決して正しいもんじゃない、私はそう思っております。どこで生きようが、どんな年齢であらうが、老若男女、これは問はず、やはりどこに住もうが、健康に生活をしていくことは日本国の憲法でちゃんと保障してある。

にもかかわらず、現実はどうか。例えば年金者の生活一つ見てみても、これはもう極めて陰惨な形になつておる。医療費の問題、介護費の問題、その他いろいろの社会的な、払わなきゃならぬ経費の問題等から考えていくと、地域で住んでいる今の皆さん方の胸の中にあるものは何であるかというのを考えると、これは本当に、焼き肉定食ならまあいいんですよ、弱肉強食ですから。焼き肉定食だつたらもう、いやいや、それだつたらいいんだけれども、本当にそうなんです。特に一番ひどいのが一道七県と言われるんです。一道はどうかというと、委員長のところでありまして、この前実地の見学に行かれたと思うんですが、本当にひどいんです。

ですから、そういうものをこういう中央の恵まれたところで、しかも恵まれた立場の人たちがただ単に財政理論の中で一つのロジックをこれは押し付けてそれを政策としてやつたからといって、どこに政治があるかと、こう問うてみた場合に、果たして私たちは国民と真正面から向き合つてそれであつた政治と政治とてきたとは言えない、これが私の今の気持ちです。

そこで、せつかく甘利さんというすばらしい私たちが大臣を持ち、本当にこういう改革という名をのしなきゃならぬと押し付けられたならば、ここは大事なところですよ、改革をしなきゃならぬと押し付けられたならば、その結果として、それによつて泣く者がたくさん出てくることのないようにいかにしていくかということ、是非ひとつ微に入り細に入り、聡明な皆さん方ばかりですから、しつかりとひとつ基本設計をつくつていただきますようお願いをしておきたいと思ひま

す。

そのことについて、今私は、自民党ですから余り何か誤解されるといけませんから言いませんが、本当に今世の中は良くなっている方向を行っていかすか、それとも悪い方へ行っていますかとかいつて国民の皆さんに聞くんです。いい方へ行っていますと言う人はおりません。ほとんどの人が、不安を持っており、悪い方向へ行っており、不安を持っている人です。それであつては我々も政治家の端くれとして責めを果たしておるとは言えないわけであり、先ほど長官が言ったような設計書のとおりになつて、五年後、ああ、あのときああいうような話したけれども、よかつたなど、ちゃんとしたもので、その時々々のいわゆる社会情勢というものをきつちり受け止めて物事を進めたからいい社会になつたなど、こういうような話になつていくように、是非ひとつ、今度のこの法律だけで世の中良くなるわけじゃありませんけれどもね、本当に総合的に考えをいただきたいと思ひます。

重ねて申し上げれば、もう一つは、本当に腹立たしい思いでここ四十二年間、私、議員やつてきましたが、いつでも弱肉強食ですよ。これが世の常だと言われるなら、ああそうかと納得もしなきゃならぬのですけれども、しかし、それはそうあつてはならない、そうしてはならない、そういう思いの中にいろいろやつてきましたんで、特に先ほど来松村議員も言いましたように、地方の中小企業者というのはまじめなんです。一生懸命やつていらっしゃる。その人たちが手を伸ばしたときにちゃんと手助けができてあげられるような、そういうことをするのが私は政府だといつも思つてきました。

また、地方行政においてもそのとおりだと思つてきました。ところが、地方行政自体にしたつて地方行政自身がもうギブアップでどうにもならない。何とか助けてくれぬかなと、こういうような形になつておる。この前、北海道に何とかといふところがありましたね、あれは何だつたかな、夕

張だつたですかね。ああいうところなんか、悪いことをしようと思つて最初からしたんじゃないんです。こうすれば将来は必ずいい形になるだろうと、こういう思いの中でああいういろんな施策をみんなの同意を得ながらされたのは分かつておるんだけれども、結果としてあんなつた。

私は、今度の、こういう民営化しない、何でも民営化しない、しない、これが改革だといつて、これは私はごまかしだと思つてこの場で申し上げておきますが、改革はしなきゃならぬ、その時々々の。それは当然の話であります、時代が変わるんですから。しかし、何でもかんでも一挙にやつて、弱いところから順序付けて一挙にやつてやるといふやり方はこれは決して妥当な方向ではない、私はそう思つております。時間を掛けながら、やはりそれぞれの意見を聞きながら熟度を高めていく中において初めていい知恵ができて、いい法律ができて、こういう形になるのが極めて順当な社会だと、こういう思いでおります。

そういうような意味で、大臣、期待しておりますから、決意をしっかりと聞かせてください。五年後はそうはならないよと、そして、もつと良くなるよという言葉をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 恐らく、この委員会にお集まりの先生方、与野党を問わず思つていらつしやることは、結果平等よしとはしない、しかし、能力と意欲のあるところにはきちんとチャンスの平等はあつてしかるべきだと思ひます。地方からチャンスがない、これは正に競争社会の中の不平等であると思ひます。

地域金融機関、金融機関の数についても先ほど来お話が出ました。企業が集まる所には金融機関も集まるし、投資のチャンスの多いところは当然そういう機会も多くなる。ということは、逆に、地方には金融機関、地方の金融機関の数も減り、そして仕事を伸ばしていこうという、いいアイデアと意欲があるのにそういうチャンスがな

いということも、いわゆる格差の根本的原因になつてゐるのではないかと。結果としての格差というよりも、格差を取り戻すためのチャンスがないということ、極めて政治の怠慢であるという御指摘だといふふうに思つております。私も同様に思ひます。

この政府系金融機関の存在意義論のときにも、私は中小企業、当時調査会長として果たしてきた役割について論陣を張つたのを覚えております。この商中の民営化の際にも、もう完全に普通の銀行にしてしまふべきだという議論が識者から出たこともありました。私は、それに対して猛烈と反発をいたしました。日本の中小企業はどうやつてはぐくまれてきたのか。その中に、政府系金融機関が果たしてきた役割、商工中金が果たしてきた役割がいかに大きいのか、その具体例、それは単に直接間接、国の税金を投入すること、そして中小企業が育つて、逆に税金として返してくる企業に育つたと、それをちゃんと差し引きして考えてみてくれと。恐らく、政府系金融機関が果たしてきた役割、なんぞく商中が果たしてきた役割よりは、間接的に政府のお金が投入された金額よりも、その企業が大きく育つて政府に返してきた税金の方がはるかに多いはずだと、そういう話もしたわけでありました。

そこで、商中がはぐくんできたノウハウが生かせるような形で民営化をしなければならぬ。その辺にある銀行をもう一つつくるのであるならば、何のための民営化だということ、中小企業に特化した金融としてどう生き残れるかという議論をさせていたいたわけでありました。その結果、株主の資格制限あるいは貸出先も中小企業金融。しかし、そこは言つてみれば、どこへでも貸し出せるところに比べれば、言わばハンディを持つてゐるわけでありました。だとしたら、財務基盤の安定化とか、あるいは調達金利をできるだけ安くする複数の手法、それを持つてしかるべきではないかという大議論をいたしました、会社法、いわゆる土台法は会社法にのつとつてやりますけ

れども、その二階に法的措置をして、中小企業金融としてのノウハウを最大限生かして、中小企業の健全育成に取り組めるような、そういう民営化にすべきだという大議論をいたしました、ようやくここまできたわけでありました。

この委員会に出ているとつしやる与野党の先生方は、中小企業が日本をはぐくんできた、それはもうお題目だけじゃなくて、現場を見て御存じの方ばかりだと思ひますし、別に甘やかすんじゃない、いいところは伸ばしてあげると、厳しさを乗り越えていくためのツールを出すんだと、差し出すんだということ、今日まで取り組んできていた、だいてゐるというふうな思つております。そういう考え方を最大限入れた民営化にしていくべく提案をさせていただいたつもりでございます。

○魚住汎英君 誠にありがとうございます。しつかり期待をしておりますので、甘利先生、そして前二階先生、もう本当に一生懸命に地域の実態を御存じの方ばかりでありますから、期待を大にしておりますことであることを申し上げ、委員長、済みませんでしたね、北海道の話して。

○委員長(伊達忠一君) いいえ、とんでもないです。御心配いただいて、ありがとうございます。

○魚住汎英君 一道七県というぐらゐに今格差が出ておるところのあれの中に入つていきますから、しつかり頑張つてください。

時間ですので、これでやめます。ありがとうございます。

○弘友和夫君 公明党の弘友和夫でございます。朝からの論議がございましたけれども、私、最後でございますので、また確認等、重複するところもあるかもしれせんけれども、お尋ねしたいと思ひます。

お話がありましたように、商工中金、昭和十一年設立されて以来、中小企業組合とその構成員である中小企業向けの政府系金融機関として大きな役割を果たしてきた。昨年の行政改革推進法を踏まえて、来年十月には株式会社化され、法施行後五年ないし七年後に完全民営化されるというう

けでございませうけれども、この検討の過程の中で、平成十七年十月に経済財政諮問会議政策金融機関改革に関するヒアリングで商工中金が配付した資料が、ヒアリングの中で、商工中金を民営化した場合、中小企業に長期安定的な資金を供給することが困難になる等の商工中金さんの意見を表明されているわけですね。朝からの議論をお聞きして大分この懸念というのはなくなつたかなと。先ほどの大臣の、押し合いへし合いしながら、いろいろやつてより良い形に、今回の法案になつてきたと、こういう御答弁があつたわけですね。

今日は忙しいところ、商工中金の江崎理事長さんにもおいでいただいておりますけれども、政府の方としては非常にいい法律案になつたと、こういうふうに言われるわけでございますけれども、当事者の商工中金さんとしては、果たして、こうしたときに表明されたいろいろな懸念というのは、今回、ああ、これでこの懸念はなくなつたなというふうに思われているのかどうか、お尋ねをしたいと思ひます。

○参考人(江崎格君) 先生の御指摘の諮問会議のヒアリングがありましては平成十七年の秋でございましたが、その時点では商工中金について具体的にどのような条件で民営化するかということが明らかにされておりました。ですから、例えば、会社法とかあるいは銀行法を根拠として株式が上場されるというような格好で仮に民営化されたということになりますと、いろいろな方々が株主になる可能性がありまして、そういう方々の御意見によりまして、もっと収益を重視したかどうかとか、あるいは、極端な場合には、中小企業金融ではなくてもっと別な分野に業務の重点を移したらどうかというようなことになる可能性もあつたわけでございます。

そういうことになりましたと、従来どおり中小企業向けの金融、安定的な資金の供給というのはできなくなりますし、それから、資金調達の問題におきまして、今申し上げましたような銀行法で

すとかそういうような根拠だけでと発行できないわけでございますし、それは非常に困りますし、また、政府の出資金につきましても、民営化ということでもどんだん引き揚げるといふことになりまして、金融債市場における私どもの発行主体としての信託が低下することになりまして、そうしますと、金融債の発行が順調にいかないといふことになりまして、あるいは、発行しようとする相当高い金利を付けなきゃいけないということになります。そういうことから、やり方いかんでは、従来果たしてきましたような中小企業の組合とか中小企業に対する円滑な資金の供給ということができなくなる可能性がありますということをお知らせしました。

今回、今御審議をいただいております法案でございますが、これによりまして、まず法律できちつと、事業の目的としまして、中小企業の組合、団体、それからその構成員である中小企業に対して資金の供給の円滑化を図るといふことがきちつと明記してございまして、それから株主の資格も制限してございまして、これも中小企業の組合とその構成員に限るといふことになっておりまして、異質な株主が入ってくるのが防げるようになっております。それから、財務の問題でございますけれども、特別準備金ということ、かなりの部分を準備金化することになっておりますので、こういった措置でございまして、私どもが懸念をしておりましたような点はかなり払拭できたというふうにお思ひしております。

ですから、あとは私どもがこの枠組みの中で最大限努力をいたしまして、期待されている使命を果たすべく努力をしないといけない、このように思ひつておるところでございます。

○弘友和夫君 今、理事長さんのお答えをいただきましたと、大体聞かなくても次の質問もいいんだと思うんですけれども、確認のために、中小企業組合の相互扶助に根差して出資者と融資対象を中小企業組合等に限定した協同組織形態、メンバーシップ制という特殊性があつて安定

的に今までやってきたわけですが、この行政改革の重要方針の中でもメンバーシップ制で行うべきであると、こういうふうなことも触れられているわけですが、この法案で、行革を推進してきた事務局として、行革事務局として、このメンバーシップ制を生かしたものとされているのかどうか。

それから、株式会社化された後、さらに完全民営化後も、大企業またファンドによる支配を受けることなく、商工中金の有するメンバーシップ制に根差した中小企業向けの金融機能を維持するための措置がしっかりと講じられているのか、これは大臣にお聞きしたいと思ひますけれども、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(鈴木正徳君) 先生御指摘のとおり、平成十七年に閣議決定いたしました行政改革の重要方針、ここにおきましては、商工中金につきましまして、所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関と、これで完全民営化するといふことが決定されているところでございまして、私ども、この行政改革の重要方針をより具体化したしまして、今回のこの法案の中にも、株主資格の制限など中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な措置、それから財務基盤、また、資金調達が大事でございまして、資金調達に係る措置、これを講ずることとしておるところでございます。

以上のとおり、この法案は、平成十七年に閣議決定いたしました行政改革の重要方針をより具体化したしまして、商工中金が我が国の中小企業団体及びその構成員に対する金融の円滑化にますます貢献をさせていただくと、そのような内容になっているというふうにお考えしております。

○国務大臣(甘利明君) 仮に株主資格制限がなければ、これはファンド等の対象とされるおそれは当然であると思ひます。しかし、株主資格制限をきちつと掛けて、従来の中小企業組合、そしてそれを範囲を広げてその構成員たる企業、個人企業も含めてですが、そこまで広げたわけでありまして、

中小企業金融としての縛りはきちんと掛けてありますし、貸出し先についてもその縛りが掛かつているわけでありまして、ファンドに乗つ取られちゃつたというようなことはこの法律上ないような措置はしてあります。

○弘友和夫君 それで、商工中金が我が国の中小企業政策に果たしてきた金融、中小企業向けの金融という面でも大きな貢献があつたわけですが、でも、中小企業を組織化するという、そういう重要な役割を私は果たしてきたといふふうに考えているわけですね。

ところが、これを今見ますと、中小企業の組合数が、昭和五十六年三月には約五万九千この組合数があつたんですけれども、その後ずっと減少していつて、平成十八年三月には約四万八千といふふうになつていまして、これは、長期にわたる不況で企業の廃業率が開業率を上回る状況が続いていることの影響でありますけれども、解散する組合数がまた設立する組合数を上回つていっていること、これをどうにか減つてきているわけですが、これをどうのようにとらえているのか。

そしてまた、この組合組織内部の課題も指摘されている。中小企業団体中央会が取りまとめた報告書では、組織運営上の課題として、組合員の意見が多様化してきている、これは三〇・四％、賦課金、会費がアップ、増資の困難性が二七・四％、財政基盤の脆弱化が二三・五％という高い割合を示しているわけでございます。

ですから、組合員が減少すると財政が悪化する、組織を維持するために会費を値上げしなければいけない、そしてまたメリットがだんだんなくなるから今度は組合員もまた減つていくという悪循環に陥つていまして、この脱退に何かの歯止めを掛けるような対応策が必要なんではないかと。

私は商工中金が日本の中小企業を組織化してきたといふ、そういう非常に大きな役割を果たしてきたといふふうにお思ひつていまして、そしてまた、その組織化の意義を改めて見直し、そしてまた

減つていつているというものに對する歯止めが、対応策が必要なんじゃないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(石毛博行君) お答えを申し上げます。

今先生御指摘のとおり、その中小企業の組合数でございすけれども、昭和五十五年度末をピークに、平成十八年三月で四万八千組合という形で減少してきております。その背景には、今先生おっしゃいましたように、全般の景気の動向というものももちろんあるわけでございすけれども、私は、それに加えてある種の構造的な変化というものもあるんであるというふうに思っております。

御案内のとおり、戦後中小企業組合は、中小企業の経営規模がそれぞれでは小さいということで、同業種の事業者が共同生産などを行つて経営の近代化、合理化をするというふうなことで、その組合は大きな役割を果たしてきておりました。また、当時よく言われました過当競争を防ぐという観点からカルテル事業なども行つてきたわけでございすけれども、そういうある種の高度成長期が終わつて日本の経済が大きく構造転換をする中で、市場のニーズも相当変わつてくる、中小企業の役割も多様化してくるということで、従来の同業種でスケールメリットを追求するというタイプの組合を使つた効率化というものはなかなか難しいという状況になつてきていると思つております。

そういう中で、近年、新しい動きをちよつと見てみますと、中小企業組合を活用した動きとして例えば企業組合というのがございすけれども、この組合のタイプでいいますと、平成十二年度末に約二千の組合があつたわけでございすますが、平成十七年度末には二千五百組合という形で、企業組合については増加をしております。この企業組合をつくつて新しい事業を創業するといったような試みが行われております。それから、マーケティングとか技術だとかノウハウだとか、そういう

ソフトな面でそういうノウハウを交換、共有し合うと、そういう形での共同化、そういうものが進んできているように私も受け止めております。

そういう中で、そういう新しい活動を支援するということで、例えば異分野の中小企業が連携して行つた新規性の高い商品あるいはサービス、そういうものを開発する場合に支援をするということで、数年前に新連携の支援制度というのを発足させております。それから、先日この委員会でも御賛同いただいた法律として成立したわけでございすけれども、地域の中小企業が地域資源を活用して取り組むそういう活動についても、地域の組合がそういう支援を受けながらそういう取組をする、そういうものの支援、そういうものを私も講じてきていますとございす。

先生おっしゃいますように歯止めという形で強制的なものはないか無理でございすので、私たちはそういう各組合が自ら努力をする、そういうタイプのものについてしっかり支援をしていくことによつて、中小企業者が組合に入ると、ああ、いいことがあるな、非常に役に立つなと、そういうことが実感できるようにしっかり支援をしていきたいと思いますというふうに思つております。

○弘友和夫君 今後、民営化をされていった場合に、今店舗数は九十九店舗ですが、これが支店や営業所の一致とか廃止については現行法では大臣の認可が必要だと、これが株式会社化されれば届出制になるということですよ。ある意味では効率化を進めていかなければならないわけですが、平成十七年度は百二と十年間で四・七％減少している。今後とも採算が悪いところはどんどん減つていくのではないかと懸念があるわけですね。

例えば地元の福岡県においては、福岡、北九州、久留米と三店舗あるんですけども、まず久留米がなくなり、北九州がなくなるんじゃないかという、こういう懸念もあるんですけども、そ

の店舗数とか、また職員数も、平成七年度の五千五百三十三人から平成十七年度で四千四百二十四名と十年間で二〇％減少しているということですね、当然民営化、当然というが、民営化されればそういう採算の悪いところはなくなっていくとか、職員も減つていくということはある意味あると思うんですけども、ですけれども一方、やはり今までのこの商工中金の担つてきた役割ということを考えれば、その折り合いをどう付けていくのかというふうに思ふんですけれども、理事長、いかがお考えでございすか。

○参考人(江崎格君) 商工中金というのは、それぞれの地域の中小企業の団体ですとか、あるいは地域の中小企業の生の声を聞きながらといひますか、生かしながら全国展開で業務をするということに私どもの特徴があるというふうに思つておりますけれども、来年十月に新体制になりまして、私どもの最大の課題は、これまでのすべてのお客様に引き続き安心して取引を継続していただけるということが最大の課題だというふうに思つております。

ですから、今御指摘の店舗の問題でございすけれども、今断定的なことを申し上げるのは難しいんですけども、私どもとしては基本的に当面店舗の統廃合ということはないという基本方針で臨みたいというふうに思つております。

それから、人員の問題ですが、先生御指摘のように、私ども随分合理化をしております、五十年代のピーク時は七千人を超えておりましたし、それからこの十年でも先生御指摘のようにかなり減つてきたわけですが、今度民営化ということになりますと、経営の自由度が増しております。ですから、新しい中小企業向けのサービスに取り組むということも出てまいりますと思ひますので、そういうことも含めまして総合的にこの人員の問題も考えていきたいというふうに思つているところでございす。

○弘友和夫君 是非そこら辺を、商工中金の役割というものをしっかりと認識していただいて、そ

して民営化ですからいろいろ効率化だとか求められることになると思ふんですけれども、頑張つていただきたいと思います。

株式会社化に際しまして、今回、商工中金子会社の保有の一部解禁とか預金資格制限撤廃など業務の範囲が拡充されることになる。こうした新たな業務が円滑に立ち上がった、中小企業のニーズにより一層こたえていかなければならないんです。その際、商工中金は金融庁の監督を新たに受けるわけですね、新しい業務をやつたりするとき。その監督があるために、商工中金の新たな業務の開始とか事業活動に制約が課せられると、商工中金に期待される役割それから機能が十分に発揮されない、いろいろな口を出されてという懸念があるわけです。そういうことは絶対に避けなければならぬと思ひます。

例えば、売却債権担保融資とか事業再生を支援するDIPファイナンス、今実績は少ないんですけども、こういうのをやつていこうと、こういうふうにも思つても、だからそういう取組に対して金融庁はどう考えて、余りいろいろな口を出すべきじゃないんじゃないかと思ひますけれども、いかがですか。

○副大臣(大村秀章君) 金融庁といたしましては、中小企業に對する金融の円滑化というのは大変金融機関の最も重要な役割の一つであると認識をいたしております。

今般の法案は、新商工中金は中小規模の事業者を構成員とする団体、その構成員に對する金融の円滑化を図るために必要な業務を目的とする株式会社というふうな規定をされておまして、当庁としても法案の規定のつとめて適切に監督をしていきたいと思います。今委員御指摘のように、経済産業省と財務省は中小企業金融の観点からの監督そして金融庁は預金者等の保護と信用秩序の維持の観点からの監督をすることとなっております。

今委員御指摘のように、商工中金は、これまで創意工夫によりまして、A B Lでありますとか

DI Pファイナンスといった新たな金融手法の開発、そしてその普及に積極的に取り組んでいくということとは十分承知をいたしております。こうした取組が中小企業金融の円滑化の観点から重要というふうに私も認識をいたしております。今般の法案にのっとりまして、関係省庁とも連携をしながら適切に監督、対応をまいりたいと考えております。

○弘友和夫君 それで、中小企業は、自然災害の発生、取引先の倒産、取引金融機関の貸し渋り、環境の急激な変化によって苦境に陥ることもあるわけですね。それに対して、今まで商工中金は、そういう危機のときに安定的な融資体制を確保するというところから特別相談窓口を設置したりして今までやってきたわけですよ。

これは、危機のときの危機対応機能というのは、私は、株式会社後も同様の水準また条件で維持されるべきであるというふうに考えるわけですが、けれども、そうした財政措置はしっかりと講じられるのかどうかということをお伺いしたいと思えます。

○副大臣(渡辺博道君) 委員御指摘のとおり、商工中金が今までやってまいりました危機対応、これは大変重要なことでございます。

したがって、株式会社後におきましても、危機対応が果たしてきた役割にかんがみまして、株式会社日本政策金融公庫法案、法律ができましたけれども、その中で創設されました危機対応業務を行う指定金融機関の指定を受けたものとみなすこととしております。

また、完全民営化の商工中金につきましても、政策金融改革に係る制度設計において、完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続するものとされておりまして、引き続き危機対応にしっかりと取り組んでいく必要があるということを考えております。

そしてまた、その際、財政措置につきましても、今後財政当局とも協議しまして具体的に検討していくことになると思いますが、商工中金など

が果たしてきたこれまでの危機対応機能がこれまでと同様に維持されるように、必要な財政措置等を確保してまいりたいと思えます。

○弘友和夫君 一方で、危機のときにみなし金融機関ということで危機対応しなさいよと、それで、一方で余り財政措置もありませんよでは、これはいかぬと思うんですね。

それで、私、時間が余りありませんので、本当に今まで商工中金よくやってきたなと思っているのは、税金払っているんですね。去年十八億、十七年度は三十億払っている。自己資金比率はもうぎりぎりのところですよ、中小企業は厳しいところですよ、それでしかも税金まで払ってやっているというね。

これで私はけしからぬと思ったら、大手銀行、今回、住友信託銀行が初めて、今度、今までの過去、不良債権処理によって生じた繰越欠損金、これが消えたために税金を払いましょうと、こういうふうになったわけですよ。あとのところはあと数年これは消えないから掛かりますよと、こう言うわけですね。それは不良債権処理、もう悪いところはほとんど切り捨てて、それを、何というか、繰越欠損というか、欠損にして税金は払いませんよと。給料はいまだに高い、それはいろいろ。

その当時、指摘された公的資金注入したときには、中小企業にはこれぐらい貸出しをしないよとかいろいろ言われているところがあるわけですね。そういうものは達成していないわけですよ。

役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うとか、必要度が低い施設は売却しないよとか、中小企業への貸出しについては前年より増やさないよとかいろいろあるけれども、そういうのは余りやっていなくて、どんどんどんどん処理をしていて、悪いところを切り捨てていって、そして何というか税金払っていないと。

私は、同じ競争に、イコールフットリングになっっていないんじゃないかと思うんですよ。商工中金、一生懸命、切り捨てられもしない、中小企

業を。だから残しているわけです。だからどんな、それも、しかも組合の皆さんが出資して、中小企業の組合が出資してやって運営しているわけですから、こんな不公平なことはないと思いますけれども、どうですか、金融庁。そういう指導もつと、私は返し終わるまで税金を払わないというんじゃないかと、少なくとも、半分ぐらいはそれ回せるけれども、半分は税金で払いなさいとか、何かそういうことはできるんじゃないですかね。

○副大臣(大村秀章君) この点、商工中金とちよつと関係があれでございしますが、御質問をいただきました。

大手銀行、メガバンク等々につきましても、決算等々、また課税の問題等々につきましてもは今委員御指摘のとおりでございまして、不良債権処理問題等々がありまして大変多くの繰越欠損を抱えている、その課税上のルールの中で相殺をしているということ、今年から、今年のこの決算から住友信託銀行が税金を払う、納税をするということになったのは御案内のとおりでございまして、大手メガはまだまだ数年先であることは御案内のとおりでございしますが、これ、ようやくメガバンクも不良債権問題の処理を脱却いたしましたして、業績も回復している状況でございします。

そういう意味では、数年ぐらい掛かるとは思いますが、でも、できるだけ早くそういった納税ができる状況になってもらえることを期待をいたしているわけでございます。

○弘友和夫君 だから、私が言っているのは、商工中金は多くの中小企業の組合の皆さんがなければ、お金を貸出して運営をして、それが税金も払えないところ、悪いくところ、それが税金も払えないところ、運営しているわけですよ。片一方はどんどんどんどん切り捨てていってやる、そこはおかしいんじゃないかということをおっしゃるわけですよ。(発言する者あり) いやいや、だから、これは与野党を問わず。

これは、私は商工中金が一生懸命やっているということを言いたいわけでございます、だから

そういう危機対応機能というときも、じゃ、そういうのをやりました、危機対応もやりましたよと。だから、あなたのところ、内容が悪くなっているから、早期是正措置とかを言いかねないから私は言いよるわけです。そういう、本当に中小企業の経営の悪い状態、そういう中でもしっかりとそういう、簡単に同じレベルで、片一方どんどんやっているのと同じようなレベルで見るんじゃないんですよということを私は言っておきたいなというふうに思います。

それで、ちよつと時間が余りありませんので、先ほどからABLの話もありました。一点だけ、我々も、何とか今までは動産担保だとかいろいろやってまいりましたけれども、知的財産担保についてもやはり考えるべきじゃないかなと。これも信用保証の対象とするように、信用保証制度、信用保証制度の在り方というのを検討していくべきだというふうに思いますけれども、最後に大臣のお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 商工中金のいいところといえますかすばらしいところは、民間金融機関がまだ乗り出せない新しい商品開発といえますか、その金融の部分に自ら乗り出してリスクがあるところに、それをまた逆にノウハウとして強く

なっているということだと思っております。そこで、ABLであるとか、あるいは知財担保融資ということに民間金融機関に先駆けて乗り込んでいって、そのノウハウを自分のものとして中小企業を育てる力にしていこうという、その連鎖の歴史が今日を築いているというふうに思っております。

実績をお話しになった方がいいたくありませんが、平成十九年三月現在で、こうしたABLや知財担保融資は、二十七社、三十四億の融資枠設定を既に行っているわけでありまして。

これからのこういう、従来型の不動産担保依存型じゃない、新しい、金融機関でいえば新商品開発というか、そういうことにどんどん取り組んでいってほしいと思いますし、今度は子会社

いろいろ持てるわけであり、ベンチャーキャピタル。そのノウハウをもってすれば、出資をして、それが大きくして、きちんと回収して、それを原資にまたというようなことも、今までの歴史を見れば、やっていけるんじゃないかというふうに思っておりまして、大いに期待をいたしているところであります。

○弘友和夫君 終わります。

○委員長(伊達忠一君) 他に発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案に対する討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、株式会社商工組合中央金庫法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊達忠一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、藤末君から発言を求められておりますので、これを許します。藤末健三君。

○藤末健三君 私は、ただいま可決されました株式会社商工組合中央金庫法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び各派に属しない議員鈴木陽悦君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

株式会社商工組合中央金庫法案に対する附帯決議(案)

商工組合中央金庫の完全民営化については、行政改革推進法の趣旨を踏まえつつ、商工組合中央金庫の有する中小企業に対する金融機能の根幹を維持することが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能が維持されるよう、

う、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持するとともに、危機対応における役割を引き続き果たすようにするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずること。

二 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、中小企業への円滑な資金供給が引き続き図られるよう、商工組合中央金庫の財務基盤を確保するため、中核的資本として扱われるかたちで、政府出資のかなりの金額を特別準備金とし、既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を聴いた上で、その額を決定すること。また、政府保有株式については、中小企業団体及びその構成員が円滑に取得できるよう、その財務余力等に留意しつつ、慎重に処分すること。

三 金融環境の悪化、災害等の危機時の対応について、商工組合中央金庫が行う融資の条件及び範囲がこれまでと同様に十分な水準に定められ、中小企業向け資金供給に支障を来することのないよう、金融監督行政上の配慮、必要な財政措置等を実施するとともに、危機が生じた際には、迅速な対応が図られるようにすること。

四 これらの措置を前提とした上で、商工組合中央金庫において、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな金融手法の開発・普及に向けた取組が積極的になされるなど、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けた取組を一層拡充すること。また、こうした取組が円滑になされるよう、金融監督当局は十分に配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(伊達忠一君) ただいま藤末健三君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊達忠一君) 全会一致と認めます。よって、藤末健三君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、甘利経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。甘利経済産業大臣。

○国務大臣(甘利明君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(伊達忠一君) 次に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(伊達忠一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊達忠一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

平成十九年六月一日印刷

平成十九年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A